

兵庫県公報

平成21年3月23日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例（県民生活課）	9
○ 青少年愛護条例の一部を改正する条例（男女青少年課）	11
○ 産業開発資金特別会計条例の一部を改正する条例（財政課）	15
○ 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（同）	16
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（同）	17
○ 地方消費税清算特別会計条例（同）	51
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例（税務課）	51
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	71
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）	71
○ 附属機関設置条例及び兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例（同）	72
○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（同）	74
○ 職員の子育て支援に関する条例（同）	74
○ 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	80
○ 兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）	81
○ 児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（児童課）	81
○ 動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	81
○ 兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（福祉法人課）	82
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（高齢社会課）	83
○ 兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例（農地整備課）	83
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（住宅政策課）	83
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	84
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（同）	84
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	84
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	85

公布された法令のあらまし

●兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例（条例第4号）

行財政構造改革推進方策を踏まえ、効率的で質の高い管理運営を図るため、次に掲げる公の施設の管理を指定管理者に行わせることとし、所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県立神戸生活創造センター
- 2 兵庫県立東播磨生活創造センター
- 3 兵庫県立嬉野台生涯教育センター

●青少年愛護条例の一部を改正する条例（条例第5号）

インターネットの急速な普及に伴い、心身ともに発達途上にある青少年がインターネット上の有害情報に接することにより、その健全な育成が阻害されるおそれが増大し、また、男女の出会いの場を設けるいわゆる出会い喫茶等営業を青少年が利用することにより、児童買春の被害者となる事例が発生する等の青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、インターネット上の有害情報から青少年を保護するための保護者及び事業者の義務を新たに定めるほか、出会い喫茶等営業に対する届出制等の規制の創設、深夜外出の制限に係る規定整備、保護の対象とする青少年の年齢の見直し等次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 定義

次に掲げる用語の意義を、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年 18歳未満（現行6歳以上18歳未満）の者（法律により成年に達したものとみなされる者及び成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）をいう。
- (2) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際（会話を含む。以下同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内にいる他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

2 出会い喫茶等営業の制限

(1) 出会い喫茶等営業の届出

ア 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、当該出会い喫茶等営業の場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとする。

(ア) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(イ) 出会い喫茶等営業所の名称及び所在地

(ロ) 出会い喫茶等営業の内容

(ハ) (ア)から(ロ)までに掲げるもののほか、規則で定める事項

イ アの届出をした者は、当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止したとき、又はア(ア)から(ハ)までに掲げる事項（(イ)に掲げる事項にあっては、出会い喫茶等営業所の名称に限る。）に変更があったときは、その日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならないものとする。

(2) 出会い喫茶等営業の禁止区域

ア 出会い喫茶等営業は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域（以下これらを「営業禁止区域」という。）においては、これを営んではならないものとする。

(ア) 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）

(イ) 児童福祉法に規定する児童福祉施設

(ロ) 社会教育法に規定する公民館

(ハ) 図書館法に規定する図書館

(ニ) 博物館法に規定する博物館及び同法に規定する博物館に相当する施設

(ホ) スポーツ振興法に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの

(ヘ) (ア)から(ホ)までに掲げるもののほか、青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

イ 一の区域又は地域が営業禁止区域となった際に当該区域又は地域において(1)アの届出をして営まれている出会い喫茶等営業については、アは、適用しないものとする。

(3) 出会い喫茶等営業者に係る禁止行為等

ア 出会い喫茶等営業を営む者（以下「出会い喫茶等営業者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

(ア) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として立ち入らせること。

(イ) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として立ち入るよう指示し、又は勧誘すること。

(ロ) 青少年を次に掲げる業務に従事させること。

a 出会い喫茶等営業の客に接する業務

b 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務

c 出会い喫茶等営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の当該営業に関する事項（以下「出会い喫茶等営業所の名称等」という。）を記載した文書、図画その他の物（以下「文書等」という。）を頒布する業務

(ハ) 青少年に、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。

(ニ) 営業禁止区域（法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所を除く。（カ）において同じ。）において、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。

(ホ) 営業禁止区域において、出会い喫茶等営業所の名称等に係る広告物（(1)アの届出をした者が、当該届出に係る出会い喫茶等営業所の内容を知らせるために当該出会い喫茶等営業所に掲示するものを除

く。)を掲示すること。

イ 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならないものとする。

ウ 出会い喫茶等営業者は、当該出会い喫茶等営業につき広告又は宣伝をするときは、当該出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁ずる旨を明らかにしなければならないものとする。

エ 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に従事する者及び過去3年以内に当該営業に従事していた者の氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項を記載しておかなければならないものとする。

オ 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、ア(エ)から(カ)までに違反したときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべき旨を命ずることができるものとする。

(4) 出会い喫茶等営業の停止等

ア 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該出会い喫茶等営業に関し、次のいずれかに該当するときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(7) 刑法に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等又は淫行勧誘の罪に当たる違法な行為をしたとき。

(イ) 労働基準法等の規定に違反し、満15歳未満の児童を労働者として使用する行為等をしたとき。

(ロ) 職業安定法の規定に違反し、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で職業紹介を行う行為等をしたとき。

(ハ) 児童福祉法の規定に違反し、児童に淫行させる行為等をしたとき。

(ニ) 売春防止法に規定する勧誘等の罪に当たる違法な行為をしたとき。

(ホ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する児童買春の罪に当たる違法な行為等をしたとき。

(ヘ) この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。

(7) 2(3)オの違反行為の中止等の命令に従わなかったとき。

イ 知事は、アの場合において、当該出会い喫茶等営業者が、(2)イにより同アを適用しないこととされる出会い喫茶等営業を営む者であるときは、その者に対し、アの営業の停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業所に係る出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができるものとする。

3 深夜外出の制限に係る規定整備

深夜(午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)前に連れ出し、又は同伴した青少年とともに深夜にその住所又は居所以外の場所にいる行為を取り締まることのできるよう規定の明確化を図る等の整備を行う。

4 インターネット上の有害情報からの青少年の保護

(1) 青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等

ア インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。)又はフィルタリング・サービス(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。)の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならないものとする。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでないものとする。

イ 知事は、事業者がアに違反していると認めるときは、当該事業者に対し、アの措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ウ 知事は、事業者がイの勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(2) 携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置

ア 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約(当該契約の

内容を変更する契約を含む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができるものとする。

イ 保護者は、アの申出をするときは、規則で定めるところにより、アの正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならないものとする。

ウ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、アの契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならないものとする。

エ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としないアの契約を締結したときは、当該契約に係るイの書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならないものとする。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存することができるものとする。

オ 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としないアの契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができるものとする。

カ 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者がウ又はエに違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

キ 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者がカの勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(3) 規定の整備

その他規定の整備を行う。

5 雑則

(1) 青少年愛護審議会への諮問事項の追加

知事は、次に掲げる行為をしようとするときは、青少年愛護審議会の意見を聴かなければならないものとする。

ア 出会い喫茶等営業者に対する2(4)ア又はイの営業の停止又は廃止の命令

イ 端末設備を公衆の利用に供する事業者が講ずべき措置を定める4(1)アの規則の制定

ウ 端末設備を公衆の利用に供する事業者に対する必要な措置を講ずべき旨の4(1)イの勧告

エ 保護者がフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる正当な理由を定める4(2)アの規則の制定

オ 保護者のフィルタリング・サービスを利用しない旨の申出に係る書面の提出方法を定める4(2)イの規則の制定

カ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が、青少年又はその保護者に説明すべき事項を定める4(2)ウの規則の制定

キ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対する必要な措置を講ずべき旨の4(2)カの勧告

(2) 推奨等の要請の追加

何人も、2(3)オの出会い喫茶等営業者に対する違反行為の中止等の命令をするよう、知事に対し、要請することができるものとする。

(3) 立入調査の場所の追加

知事又はその命じた者若しくは委任した者が立入調査をすることができる場所として、次の場所を追加する。

- ア 2(1)アの営業の開始の届出のあった出会い喫茶等営業所
- イ 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- ウ 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

(4) 規定の整備

その他規定の整備を行う。

6 罰則

- (1) 出会い喫茶等営業の停止又は廃止の命令(2(4)ア又はイ)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。
 - ア 営業禁止区域(2(2)ア)において出会い喫茶等営業を営んだ者
 - イ 青少年を出会い喫茶等営業所に客として立ち入らせ、又は客に接する業務に従事させる等の禁止行為(2(3)ア(ア)から(ウ)まで)をした者
- (3) 2(3)ア(ア)から(ウ)までに違反した者は、過失のないときを除き、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、(2)イの処罰を免れることができないものとする。
- (4) 出会い喫茶等営業の開始の届出(2(1)ア)をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金又は科料に処するものとする。
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処するものとする。
 - ア 出会い喫茶等営業の廃止等の届出(2(1)イ)をせず、又は虚偽の届出をした者
 - イ 出会い喫茶等営業所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示(2(3)イ)をしなかった者
 - ウ 出会い喫茶等営業に係る広告又は宣伝において青少年の立入りを禁ずる旨の明示(2(3)ウ)をしなかった者
 - エ 出会い喫茶等営業所の従業者名簿(2(3)エ)を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

7 その他

その他規定の整備を行う。

●産業開発資金特別会計条例の一部を改正する条例(条例第6号)

中小企業制度融資等の融資目標額の大幅な増額に伴い、産業開発資金特別会計と一般会計を合わせた予算規模が中小企業制度融資等の実質の額に比べて著しく大きくなることから、法律上特別会計において経理しなければならないものとされる小規模企業者等振興資金を除いて、中小企業振興資金の歳入歳出を一般会計において行うこと等とし、所要の整備を行うこととした。

●勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例(条例第7号)

勤労者の仕事と生活の調和を実現し、その福祉の向上に資する事業を実施することにより、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保を進めるため、勤労者福祉基金を積み立てることとし、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(条例第8号)

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立自然公園条例
- 3 砂防指定地管理条例
- 4 兵庫県立都市公園条例
- 5 風致地区内における建築等の規制に関する条例
- 6 兵庫県立学校授業料等徴収条例
- 7 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 8 警察手数料徴収条例

●地方消費税清算特別会計条例(条例第9号)

地方消費税について、他の都道府県との清算に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理し、地方消費税に係る歳入額を明確にするため、地方消費税清算特別会計を設置することとした。

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、個人県民税、不動産取得税、自動車取得税及び軽油引取税に係る規定等について所要の整備を行うこととした。

2 勤労者の仕事と生活の調和を実現し、その福祉の向上に資する事業を総合的に実施することにより、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを進めるため、法人県民税に係る法人税割の税率を加算する特例措置を延長することとした。

●**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**（条例第11号）

知事及び教育委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察の職員並びに企業庁及び病院局の職員の定数を削減し、警察官の定数を増員することとした。

●**特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第12号）

1 給料月額の特例

給料月額は、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の7に相当する額を減じた額とする特例を、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に支給する給料について引き続き実施することとした。

2 期末手当の特例

(1) 期末手当の額は、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成21年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

(2) 期末手当基礎額の加算額に係る加算割合は、3分の2に相当する割合を減じた割合とする特例を、平成21年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

●**附属機関設置条例及び兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例**（条例第13号）

行財政構造改革推進方策の趣旨を踏まえ、附属機関の効率的な運用を図るため、次のとおり附属機関の統合を行うことに伴い、所要の整備を行うこととした。

- 1 生涯学習審議会を、県民生活審議会に統合する。
- 2 産業廃棄物審議会を、兵庫県環境審議会に統合する。
- 3 卸売市場審議会を、農林水産政策審議会に統合する。
- 4 広告物審議会、景観形成審議会及び緑豊かな環境形成審議会を統合し、景観審議会とする。
- 5 宅地保全審議会を、兵庫県開発審査会に統合する。

●**職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第14号）

行財政構造改革推進方策に基づき、県立健康環境科学研究センターの保健衛生に係る調査研究等を行う部門（以下「衛生部門」という。）と県立生活科学総合センターを統合し、新たに県立健康生活科学研究所（以下「研究所」という。）を設置するとともに、研究所の衛生部門として、健康科学研究センターを置くことに伴い、研究所及び健康科学研究センターの長の定年を年齢65年とすることとした。

●**職員の子育て支援に関する条例**（条例第15号）

地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく職員の育児休業等について定めるとともに、子育てのための休暇その他子育てを支援するための措置について定めることにより、職員の仕事と子育ての両立に資することを目的として、職員の子育て支援に関する条例を制定することとした。

1 目的

この条例の目的を定める。

2 育児休業等

(1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情

子を当該子の親に代わって養育する者が一時的に当該子を養育することができなくなったこと等、任命権者がやむを得ないと認める理由により再度の育児休業をしなければ子の養育に支障が生じることを、職員が再度の育児休業をすることができる特別の事情とする等、再度の育児休業をしやすくするための規定の整備を行うこととする。

(2) 育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情

育児休業の期間の再度の延長をしやすくするための規定の整備を行うこととする。

(3) その他

その他職員の育児休業等に関して必要な事項については、現行職員の育児休業等に関する条例に定める内容をこの条例に定めることとする。

3 育児休暇

- (1) 育児休暇は、配偶者が育児休業をしている等の理由により、育児休業をすることができない職員（企業職員及び単純労務職員を除く。）が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とするものとする。
- (2) 育児休暇の期間は、1回につき1月の期間内において必要と認められる期間とするものとする。
- (3) 育児休暇については、その期間の勤務しない期間につき、勤務時間1時間当たりの給与を減額するものとする。
- (4) 育児休暇に係る単位その他必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

4 子育てのための特別休暇

子育てのための特別休暇は、職員が子育てのために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。この場合において、当該休暇に係る期間その他必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

5 子育てのための年次休暇

職員が子育てのために年次休暇を請求した場合においては、任命権者は、当該職員の仕事と子育ての両立に配慮して、これを与えなければならないものとする。

6 育児休暇及び子育てのための特別休暇の承認

育児休暇及び子育てのための特別休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならないものとする。

7 制度の周知等

- (1) 任命権者は、この条例に定める子育てのための休業又は休暇の制度について、職員に周知を図るとともに、性別を問わず職員に広く活用されるよう努めるものとする。
- (2) 任命権者は、子育てを支援するための制度の改善に努めるとともに、子育て支援に関する研修の実施、家族とふれあう機会の充実その他子育てしやすい職場環境づくりに努めるものとする。

8 任命権者の読替え

県費負担教職員について、この条例を適用する場合においては、2(1)及び7中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、5及び6中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

緑によるゆとりと潤いのある美しい環境の創造に資する景観の形成に関する知識及び技術をもって、県民、民間団体、事業者及び関係行政機関とともに、すぐれた景観を備えた安らぎと活力に満ちた都市と地域を作り上げていく高度で専門的な能力を有する技術者の養成を目的として、兵庫県立淡路景観園芸学校の景観園芸専門課程を改組し、兵庫県立大学の大学院に緑環境景観マネジメント研究科を設置することとした。

●兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

兵庫県立総合リハビリテーションセンター研修施設（家庭介護・リハビリ研修センター）を、兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織とし、一体的に運営することにより、介護及びリハビリテーションのニーズに即した研究開発、情報発信等の機能並びに研究開発の成果を生かした研修機能の充実を図り、すべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するため、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 研究所の設置目的に、介護及びリハビリテーションに関する研修等を行うことを追加し、研究所の名称を兵庫県立福祉のまちづくり研究所に改める。
- 2 研究所の業務に、介護に関する研修及びリハビリテーションに関する専門的な研修を追加する。

●児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（条例第18号）

児童福祉法に基づく児童相談所として川西こども家庭センターを設置し、その名称、位置及び所管区域を次のとおりとすることとした。

名称	位置	所管区域
川西こども家庭センター	川西市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡

●動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（条例第19号）

三田健康福祉事務所及び柏原健康福祉事務所において実施してきた三田市、篠山市及び丹波市における犬の

引取り、狂犬病の予防等に関する事務を、動物愛護センターにおいて実施することとするため、動物愛護センターの所管区域について所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例**（条例第20号）

次に掲げる施設について、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に移譲し、更なる活用を図ることができるよう県立施設としては廃止することとした。

種類	施設名
知的障害児施設	兵庫県立赤穂精華園児童寮
	兵庫県立出石精和園児童寮
	兵庫県立五色精光園児童寮
知的障害者更生施設	兵庫県立三木精愛園
	兵庫県立赤穂精華園成人寮
	兵庫県立出石精和園成人寮
	兵庫県立出石精和園第2成人寮
	兵庫県立丹南精明園
	兵庫県立五色精光園成人寮
知的障害者授産施設	兵庫県立赤穂精華園授産寮
身体障害者更生施設	兵庫県立総合リハビリテーションセンター（自立生活訓練センター）
身体障害者授産施設	兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園
	兵庫県立総合リハビリテーションセンター（あけぼのの家）
身体障害者福祉工場	兵庫県小野福祉工場
救護施設	兵庫県立総合リハビリテーションセンター（のぞみの家）

●**介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第21号）

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正に伴い、市町の拠出金に係る拠出率を改めるとともに、平成21年度から平成23年度までの計画期間については、現在の基金の残額、交付及び貸付けの実績等を勘案し、市町に新たな拠出金を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例**（条例第22号）

都道府県が行うべき土地改良事業として、高い生産性が見込まれる相当規模の一団の農用地を整備することにより農業者又は農業者の組織する団体への農用地の利用の集積に寄与するための計画に従って行う土地改良事業が追加され、当該事業に対する国の補助の割合が定められたこと等に伴い、分担金を徴収する県営土地改良事業について所要の整備を行うこととした。

●**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第23号）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務のうち、長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅建築等計画の変更を含む。）に係る建築をしようとする住宅の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務を、新たに市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）が処理することとした。

●**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**（条例第24号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を31人増員することとした。

●**兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第25号）

次に掲げる4つの高等学校については、県立高等学校教育改革第一次実施計画に基づき平成19年設置の学校へ再編したことに伴い、生徒の募集を停止してきたが、平成21年3月には、すべての生徒が在学しなくなることから、これらの高等学校を廃止することとした。

- 1 兵庫県立鈴蘭台高等学校

- 2 兵庫県立鈴蘭台西高等学校
- 3 兵庫県立三原高等学校
- 4 兵庫県立志知高等学校

●兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

兵庫県立淡路視覚特別支援学校への入学を希望する者が減少していることにかんがみ、適正な規模で視覚障害教育が受けられるようにするため、その機能を兵庫県立視覚特別支援学校に集約することから、兵庫県立淡路視覚特別支援学校を廃止することとした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 兵庫県立加古川病院について、生活習慣病に係る医療、東播磨地域の救急医療等を行うため、次のとおり移転整備し、名称を改めることとした。

- (1) 名称
兵庫県立加古川医療センター
- (2) 位置
加古川市神野町神野
- (3) 診療科目

内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科
外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科
上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科

- (4) 病床数
353床
- 2 県立病院の利用に係る料金等の適正化を図るため、粒子線治療料、出産介助料等について所要の整備を行うこととした。
- 3 医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正により、広告可能な診療科目が見直されたこと等に伴い、患者がその症状に応じた適切な県立病院を選択できるよう、県立病院の診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。
平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 4 号

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する等の条例

（兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 1 条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

- 第 5 条中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。
- 第 6 条から第 8 条までを削り、第 9 条中「第 5 条」を「前条」に改め、同条を第 6 条とする。
- 第 10 条を第 7 条とする。
- 第 11 条中「兵庫県立丹波の森公苑」を「生活創造センター」に改め、同条を第 8 条とする。
- 第 12 条第 1 項及び第 3 項中「別表第 2」を「別表」に改め、同条を第 9 条とする。
- 第 13 条を第 10 条とする。
- 別表第 1 を削り、別表第 2 中「第 12 条」を「第 9 条」に改め、同表兵庫県立丹波の森公苑の部の前に次のように加える。
兵庫県立神戸生活創造センター

区分		基準額						備考
		開館時刻 から12時 まで	13時から 17時まで	18時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から17時 まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から閉館 時刻まで	
創作室	調理室	円 1,900	円 2,600	円 2,600	円 4,500	円 5,200	円 7,100	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	工芸室	円 1,300	円 1,800	円 1,800	円 3,100	円 3,600	円 4,900	
練習室	A	円 900	円 1,300	円 1,300	円 2,200	円 2,600	円 3,500	
	B	円 1,200	円 1,600	円 1,600	円 2,800	円 3,200	円 4,400	
附属設備		別に規則で定める額						

兵庫県立東播磨生活創造センター

区分		基準額						備考
		開館時刻 から12時 まで	13時から 17時まで	18時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から17時 まで	13時から 閉館時刻 まで	開館時刻 から閉館 時刻まで	
会議室		円 800	円 1,000	円 1,000	円 1,800	円 2,000	円 2,800	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
研修室		円 1,900	円 2,600	円 2,600	円 4,500	円 5,200	円 7,100	
創作室	調理室	円 1,400	円 1,800	円 1,800	円 3,200	円 3,600	円 5,000	
	工芸室	円 1,200	円 1,700	円 1,700	円 2,900	円 3,400	円 4,600	
練習室	A	円 900	円 1,300	円 1,300	円 2,200	円 2,600	円 3,500	2 「1回」とは、開館時刻、11時、13時、15時、17時又は19時からのそれぞれ2時間の利用をいう。
	B	円 700	円 1,000	円 1,000	円 1,700	円 2,000	円 2,700	
音楽室		1回につき1,100円。ただし、17時からの利用にあつては1,300円、19時からの利用にあつては1,500円						
美術展示室		1日につき2,000円						

別表第2を別表とする。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条から第8条までを削り、第9条中「第5条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第10条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(利用料金)

第8条 第4条の規定により別表に掲げるセンターの施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの

範囲内の額で、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、教育委員会の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第11条を削り、第12条を第9条とする。

別表中「第5条、第6条、第11条」を「第4条、第8条」に、「使用料」を「基準額」に改め、同表学習交流棟の款を次のように改める。

本館 ・ 学 習 交 流 棟	第1研修室	円 1,800	円 2,300	円 2,300	円 4,100	円 4,600	円 6,400
	第2研修室	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
	第3研修室	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	第4研修室	1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
	第5研修室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
	和室会議室	900	1,300	1,300	2,200	2,600	3,500
	陶芸室	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
	染色室	900	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
	木彫・木工室	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
	音楽室	600	700	700	1,300	1,400	2,000
	手芸室	500	600	600	1,100	1,200	1,700
	講堂	4,500	6,100	6,100	10,600	12,200	16,700
	視聴覚室	1,500	1,900	1,900	3,400	3,800	5,300
展示コーナー	800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800	

(兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立婦人研修館の設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第43号）
- (2) 兵庫県立婦人研修館の設置及び管理に関する条例（昭和54年兵庫県条例第19号）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第3条の規定による廃止前の兵庫県立青年の家の設置及び管理に関する条例又は兵庫県立婦人研修館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



青少年愛護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

青少年愛護条例の一部を改正する条例

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第19条の2」に、「第24条の4」を「第24条の5」に改める。

第2条第1号中「6歳以上」を削り、同条に次の1号を加える。

(8) 出会い喫茶等営業 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的交際（会話を含む。以下同じ。）を希望する者に対し、交際の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの交際の申込みを当該店舗内にいる他の一方の者に取り次ぐことによつて営むもの（風営適正化法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を除く。）をいう。

第17条から第19条までを次のように改める。

（出会い喫茶等営業の届出）

第17条 出会い喫茶等営業を営もうとする者は、営業を開始する日の10日前までに、規則で定めるところにより、当該出会い喫茶等営業の場所（以下「出会い喫茶等営業所」という。）ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 出会い喫茶等営業所の名称及び所在地
- (3) 出会い喫茶等営業の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る出会い喫茶等営業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、出会い喫茶等営業所の名称に限る。）に変更があつたときは、その日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（出会い喫茶等営業の禁止区域）

第18条 出会い喫茶等営業は、第12条の5第3項各号に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域若しくは準住居地域（以下これらを「営業禁止区域」という。）においては、これを営んではならない。

2 一の区域又は地域が営業禁止区域となつた際現に当該区域又は地域において前条第1項の規定による届出をして営まれている出会い喫茶等営業については、前項の規定は、適用しない。

（出会い喫茶等営業者に係る禁止行為等）

第19条 出会い喫茶等営業を営む者（以下「出会い喫茶等営業者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を出会い喫茶等営業所に客として立ち入らせること。
- (2) 青少年に対し、出会い喫茶等営業所に客として立ち入るよう指示し、又は勧誘すること。
- (3) 青少年を次に掲げる業務に従事させること。

ア 出会い喫茶等営業の客に接する業務

イ 出会い喫茶等営業の客となるよう勧誘する業務

ウ 出会い喫茶等営業所の名称、所在地又は電話番号その他の当該営業に関する事項（以下「出会い喫茶等営業所の名称等」という。）を記載した文書、図画その他の物（以下「文書等」という。）を頒布する業務

- (4) 青少年に、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- (5) 営業禁止区域（法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所を除く。次号において同じ。）において、出会い喫茶等営業所の名称等を記載した文書等を頒布すること。
- (6) 営業禁止区域において、出会い喫茶等営業所の名称等に係る広告物（第17条第1項の規定による届出をした者が、当該届出に係る出会い喫茶等営業所の内容を知らせるために当該出会い喫茶等営業所に掲示するものを除く。）を掲示すること。

2 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければならない。

3 出会い喫茶等営業者は、当該出会い喫茶等営業につき広告又は宣伝をするときは、当該出会い喫茶等営業所への青少年の立入りを禁ずる旨を明らかにしなければならない。

4 出会い喫茶等営業者は、出会い喫茶等営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に従事する者及び過去3年以内に当該営業に従事していた者の氏名、生年月日、住所その他規則で定める事項を記載しておかなければならない。

5 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、第1項第4号から第6号までの規定に違反したときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、その行為の中止を命じ、又は必要な措置を講ずべ

き旨を命ずることができる。

第4章中第19条の次に次の1条を加える。

(出会い喫茶等営業の停止等)

第19条の2 知事は、出会い喫茶等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該出会い喫茶等営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該出会い喫茶等営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該出会い喫茶等営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第56条第1項又は第61条第1項(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条第2項の規定により適用される場合を含む。)の規定に違反したとき。
- (3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条第2号の罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (4) 児童福祉法第34条第1項第6号、第7号又は第9号の規定に違反したとき。
- (5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (6) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第4条から第8条までの罪に当たる違法な行為をしたとき。
- (7) この条例に規定する罪(第30条第2項第1号の罪を除く。)に当たる違法な行為をしたとき。
- (8) 前条第5項の規定による命令に従わなかったとき。

2 知事は、前項の場合において、当該出会い喫茶等営業者が、第18条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされる出会い喫茶等営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による営業の停止の命令に代えて、当該出会い喫茶等営業所に係る出会い喫茶等営業の廃止を命ずることができる。

第24条第1項中「努めなければ」を「しななければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は承諾を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年をその住所若しくは居所(以下「住所等」という。)から連れ出し、又はその住所等以外の場所に居させてはならない。

第24条の2第1項中「努めなければ」を「しななければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

第24条の3の見出しを「(青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等)」に改め、同条第1項中「供する者は、インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択する機能を有するソフトウェア(以下「フィルタリング・ソフト」という。)の活用その他の」を「供する事業者は、フィルタリング・ソフト(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。)又はフィルタリング・サービス(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによつて有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。)の利用その他の規則で定める」に、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

第24条の3第2項中「フィルタリング・ソフト」の右に「又はフィルタリング・サービス」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に次の1条を加える。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける契約(当該契約の内容を変更する契約を含

む。)の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。)を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。)に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。

- 2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を保存することができる。
- 5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。
- 6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第25条第1項中「若しくは第4項」の右に「、第19条の2第1項若しくは第2項」を、「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加え、同条第2項中「取消し」の右に「、規則の制定」を加える。

第26条第1項中「又は第15条第1項」を「、第15条第1項又は第19条第5項」に改める。

第27条中「料理店等の営業」の右に「、出会い喫茶等営業」を加える。

第28条第1項に次の3号を加える。

- (7) 第17条第1項の規定による届出のあつた出会い喫茶等営業所
- (8) 端末設備を公衆の利用に供する事業者の営業又は事業の場所
- (9) 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者の営業又は事業の場所

第30条第2項中「第22条第1項(同項第1号又は第2号に係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第19条の2第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第22条第1項(同項第1号又は第2号に係る部分に限る。)又は第2項(同条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定に違反した者

第30条第3項中「常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 常習として第12条の5第1項又は第2項の規定に違反した者
- (2) 第18条第1項の規定に違反した者
- (3) 第19条第1項第1号から第3号までの規定に違反した者

第30条第5項第4号中「この条第3項に規定する」を「この条第3項第1号に掲げる」に改める。

第30条第6項中「第20条第1項」を「第19条第1項第1号から第3号まで、第20条第1項」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

- (3) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第30条第8項中第2号を第6号とし、第1号の次に次の4号を加える。

- (2) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第19条第2項の規定に違反した者
- (4) 第19条第3項の規定に違反した者
- (5) 第19条第4項に規定する従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年5月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第24条の4」を「第24条の5」に改める部分に限る。）、第24条の2及び第24条の3の改正規定、第5章の2中第24条の4を第24条の5とし、第24条の3の次に1条を加える改正規定、第25条第1項の改正規定（「第22条第1項第6号」の右に「、第24条の3第1項若しくは第2項、第24条の4第1項から第3項まで若しくは第6項」を加える部分に限る。）並びに第28条第1項に3号を加える改正規定（同項第8号及び第9号に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の青少年愛護条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第8号に規定する出会い喫茶等営業を営んでいる者については、改正後の条例第17条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前まで」とあるのは、「青少年愛護条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第5号）の施行の日から起算して1月以内」とする。
 - 3 この条例の施行の際現に改正後の条例第18条第1項に規定する営業禁止区域において掲示されている広告物については、この条例の施行の日から1月間は、改正後の条例第19条第1項第6号の規定は、適用しない。
 - 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (附属機関設置条例の一部改正)
- 5 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表青少年愛護審議会の項を次のように改める。

青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--



産業開発資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

産業開発資金特別会計条例の一部を改正する条例

産業開発資金特別会計条例（昭和39年兵庫県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小規模企業者等振興資金特別会計条例

第1条中「産業開発促進事業資金及び中小企業振興資金」を「小規模企業者等振興資金」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「中小企業振興資金」を「小規模企業者等振興資金」に、「中小企業を」を「小規模企業者等を」に改め、同項を同条とする。

第3条第1項を削り、同条第2項中「中小企業振興資金」を「小規模企業者等振興資金」に改め、同項を同条とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 7 号

勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例

勤労者総合福祉施設運営基金条例（昭和56年兵庫県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

勤労者福祉基金条例

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 県は、勤労者の仕事と生活の調和を実現し、その福祉の向上に資する事業を実施することにより、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保を進めるため、勤労者福祉基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

第 2 条第 1 項第 1 号中「による課税額を控除した額」を「を超える税率による課税額」に改め、「から当該年度の勤労者総合福祉施設の整備に充てた額と勤労者総合福祉施設整備基金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定により積み立てた額との合計額を控除した額」を削る。

第 4 条を次のように改める。

（処分）

第 4 条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。この場合において、次の各号に掲げる事業の財源に充てることのできる額は、当該各号に定める額の範囲内とする。

- (1) 勤労者の子育てと仕事の両立を支援する事業、子育てをする勤労者の世帯を支援する事業及び勤労者の労働環境の向上に資する事業 第 2 条第 1 項第 1 号の規定により積み立てられる額（以下「積立額」という。）のうち、平成21年10月 1 日以後における事業年度の開始又は解散に係る各事業年度の所得及び清算所得に対する県民税法人税割額のうち標準税率を超える税率による課税額に係る収入額に相当する額及び当該額から生ずる収入に相当する額
- (2) 県民交流広場の運営事業及び里山ふれあい森づくり事業 積立額のうち、平成16年10月 1 日から平成21年 9 月 30 日までの間における事業年度の開始、解散又は計算期間の開始に係る各事業年度の所得、清算所得及び各計算期間の所得に対する県民税法人税割額のうち標準税率を超える税率による課税額に係る収入額に相当する額及び当該額から生ずる収入に相当する額
- (3) 地域スポーツ活動拠点施設の運営事業 積立額のうち、平成11年10月 1 日から平成16年 9 月 30 日までの間における事業年度の開始、解散又は計算期間の開始に係る各事業年度の所得、清算所得及び各計算期間の所得に対する県民税法人税割額のうち標準税率を超える税率による課税額に係る収入額に相当する額及び当該額から生ずる収入に相当する額
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、勤労者総合福祉施設の運営及び市町等への移譲に係る事業 積立額のうち、平成11年10月 1 日前における事業年度の開始、解散又は計算期間の開始に係る各事業年度の所得、清算所得及び各計算期間の所得に対する県民税法人税割額のうち標準税率を超える税率による課税額に係る収入額に相当する額及び当該額から生ずる収入に相当する額
- (5) 勤労者総合福祉施設の改修事業 勤労者総合福祉施設運営基金条例の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第 7 号）附則第 3 項の規定による積立額に相当する額及び当該積立額に相当する額から生ずる収入に相当する額

附則第 2 項を次のように改める。

（処分の特例）

- 2 第 4 条第 1 号に定める額が収入されるまでの間においては、同条後段の規定にかかわらず、同条第 2 号に定める額の範囲内の額を、同条第 1 号に掲げる事業の財源に充てることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（勤労者総合福祉施設整備基金条例の廃止）

- 2 勤労者総合福祉施設整備基金条例（昭和52年兵庫県条例第 5 号）は、廃止する。

円)に改め、同表33の部の(1)の款中「4,000円」を「3,900円」に、「5,300円」を「5,200円」に改め、同部(2)の款中「1,100円」を「1,000円」に改め、同部(3)の款中「2,900円」を「2,800円」に改め、同部(4)の款中「1,900円」を「1,800円」に改める。

別表第4の13の部(1)の款中「第5条第1項及び第16条の2第1項」を「第5条第1項及び第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」に改め、同部(2)の款中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同部(3)の款中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同部(8)の款を削り、同部中(7)の款を(11)の款とし、(6)の款を(10)の款とし、(5)の款の次に次のように加える。

(6) 教育職員検定手数料	法第6条第1項及び第4項の規定に基づく教育職員検定	1,700円
(7) 教育職員免許状有効期間更新手数料	法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新	3,300円
(8) 教育職員免許状有効期間延長手数料	法第9条の2第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長	1,700円
(9) 教育職員免許状更新講習受講手数料	法第9条の3第1項の規定に基づく免許状更新講習の実施	講習1時間につき 1,000円

別表第4の13の部に次のように加える。

(12) 教育職員免許状更新講習修了確認手数料	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。以下この部において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習修了の確認	3,300円
(13) 教育職員免許状更新講習修了確認期限後確認手数料	改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく修了確認期限後の確認	3,300円
(14) 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	1,700円
(15) 教育職員免許状更新講習免除手数料	改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習の免除	3,300円

別表第4の13の部に備考として次のように加える。

備考 手数料の算定の基礎となる時間が1時間に満たないとき、又は1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

別表第4の17の部(7)の款及び(8)の款中「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を削り、同表19の部を次のように改める。

19 漁港漁場整備法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 漁港区域内工作物建設等許可申請手数料	漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号。以下この部において「法」という。)第39条第1項の規定に基づく漁港の区域内における行為(工作物の建設若しくは改良(水面又は土地	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル未満の場合 2,500円
		制限行為に係る区域の面積が100平方メートル以上500平方メートル未満の場合 3,900円

	の占有を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土に限り、農林水産業のために行うものを除く。以下この部において「制限行為」という。)の許可の申請に対する審査	制限行為に係る区域の面積が500平方メートル以上の場合	5,700円
(2) 漁港区域内工作物建設等変更許可申請手数料	法第39条第1項の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査		変更の許可の申請1件につき、1,500円(新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更にあつては、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額)

別表第4の24の部に次のように加える。

(10) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	1,700円
(11) 家畜人工授精等講習会修業試験合格証明書等再交付手数料	家畜人工授精等講習会修業試験合格証明書又は家畜人工授精所開設許可証の再交付	1,700円

別表第4の24の部の次に次のように加える。

24の2 港湾法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 港湾区域内工事等許可申請手数料	港湾法(昭和25年法律第218号。以下この部において「法」という。)第37条第1項の規定に基づく工事等(同項第3号又は第4号に掲げるものに限り、主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。)の許可の申請に対する審査	工事等に係る区域の面積が100平方メートル未満の場合	2,500円
		工事等に係る区域の面積が100平方メートル以上500平方メートル未満の場合	3,900円
		工事等に係る区域の面積が500平方メートル以上の場合	5,700円
(2) 港湾区域内工事等変更許可申請手数料	法第37条第1項の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査		変更の許可の申請1件につき、1,500円(新たな土地の工事等に係る区域への編入に係る許可事項の

		変更にあつては、新たに編入される工事等に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額)
--	--	---

別表第4の27の部(1)の款中「250円」を「300円」に、「600円」を「700円」に改め、同部(2)の款法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射の項中

「

炭そ予防注射又は豚コレラ予防注射を行う場合	1頭につき 300円
-----------------------	------------

」

を

「

炭そ予防注射を行う場合	1頭につき 400円
豚コレラ予防注射を行う場合	1頭につき 300円

」

に改め、同表28の部の次に次のように加える。

28の2 森林法に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 林地開発行為許可申請手数料	森林法（昭和26年法律第249号。以下この部において「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為に係る森林の面積が1ヘクタールを超え3ヘクタール未満の場合	390,000円
		開発行為に係る森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
		開発行為に係る森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
		開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
(2) 林地開発行為変更許可申請手数料	法第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 開発行為に係る森林への新たな森林の編入 編入される森林の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
		編入される森林の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
		編入される森林の面積が	190,000円

		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	
		編入される森林の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
		編入される森林の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
		編入される森林の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
		編入される森林の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
		編入される森林の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
	イ	上記以外の変更	開発行為に係る森林の面積（面積の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発行為に係る森林の面積）に応じ、アの金額に10分の1を乗じて得た額

備考 (2)の款アにおいて、開発行為に係る森林への新たな森林の編入以外の変更が含まれる場合における林地開発行為変更許可申請手数料の金額は、新たな森林を編入する前の面積に応じた同款イに掲げる額に相当する額を加算した金額とする。ただし、手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

別表第4の30の部を次のように改める。

30 宅地建物取引業法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 宅地建物取引業者免許証書換え交付手数料	宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下この部において「省令」という。）	500円

	第4条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許証の書換え交付	
(2) 宅地建物取引業者免許証再交付手数料	省令第4条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許証の再交付	500円
(3) 宅地建物取引主任者証書換え交付手数料	省令第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の書換え交付（同条第3項ただし書に規定するものを除く。）	4,500円
(4) 宅地建物取引主任者証再交付手数料	省令第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の再交付	4,500円
(5) 宅地建物取引業諸証明手数料	宅地建物取引業免許を受けていることの証明又は宅地建物取引主任者証の交付を受けていることの証明書の交付	1通につき400円

別表第4の35の部の次に次のように加える。

35の2 海岸法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 海岸保全区域内制限行為許可申請手数料	海岸法（昭和31年法律第101号。以下この部において「法」という。）第8条第1項の規定に基づく制限行為（同項第2号又は第3号に掲げるものに限り、主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。）の許可の申請に対する審査	2,500円
	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル未満の場合	
	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル以上500平方メートル未満の場合	3,900円
(2) 海岸保全区域内制限行為変更許可申請手数料	制限行為に係る区域の面積が500平方メートル以上の場合	5,700円
	法第8条第1項の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、1,500円（新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更にあつては、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額）

別表第4の37の部の次に次のように加える。

37の2 自然公園法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
国定公園特別地域又は特別保護地区内行為許可申請手数料	自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項又は第14条第3項の規定に基づく特別地域又は特別保護地区内における行為（主として自己	7,100円

	の居住又は農林漁業のために行うものを除く。)の許可の申請に対する審査	
--	------------------------------------	--

37の3 地すべり等防止法に関する手数料

名称	事務の区分		金額	
(1) 地すべり防止区域内 制限行為許可申請手数料	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下この部において「法」という。）第18条第1項の規定に基づく制限行為（主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。）の許可の申請に対する審査	主として自己の業務のために行う制限行為の場合	制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	120,000円
			制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000円
			制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000円
			制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000円
			制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000円
			その他の場合	制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合
		制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合		130,000円

		制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
		制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
		制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
		制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
		制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
		制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
(2) 地すべり防止区域内制限行為許可更新申請手数料	法第18条第1項の許可((1)の款に掲げる許かに限る。以下この部において同じ。)の期間の更新の許可の申請に対する審査		5,000円
(3) 地すべり防止区域内制限行為変更許可申請手数料	法第18条第1項の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、変更の許可の申請1件についての手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 ア 制限行為に関する許可事項の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、制限行為に係る区域の面積(イに掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の制限行為に係る区域の面積、制限行為に係る区域の縮小を伴う場合にあっては縮	

		小後の制限行為に係る区域の面積) に応じ、(1)の款に定める金額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更については、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
--	--	---

別表第4の42の部(32)の款を次のように改める。

(32) 削除		
---------	--	--

別表第4の42の部(38)の款中「第159条の11第1項」の右に「又は動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第115条の12」を加え、同部(39)の款中「第159条の12第1項」の右に「又は動物用医薬品等取締規則第115条の13」を加え、同部(49)の款及び(50)の款中「、高度管理医療機器」を「又は高度管理医療機器」に改め、「又は医薬品の販売先等変更許可証」を削り、「若しくは高度管理医療機器等」を「又は高度管理医療機器等」に改め、同表44の部を次のように改める。

44 河川法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 河川保全区域内制限行為許可申請手数料	河川法(昭和39年法律第167号。以下この部において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく制限行為(主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。)の許可の申請に対する審査	制限行為に係る区域の面積が100平方メートル未満の場合 2,500円
		制限行為に係る区域の面積が100平方メートル以上500平方メートル未満の場合 3,900円
		制限行為に係る区域の面積が500平方メートル以上の場合 5,700円
(2) 河川保全区域内制限行為変更許可申請手数料	法第55条第1項の許可((1)の款に掲げる許かに限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、1,500円(新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更にあつては、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額)

別表第4の48の部(1)の款中「又は附則第4項」を削り、同部(2)の款中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、同部(6)の款を削り、同部(5)の款を同部(6)の款とし、同部(4)の款中「(法附則第5

項において準用する場合を含む。）」を削り、同款を同部(5)の款とし、同部(3)の款中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)及び附則第5項」を削り、同款を同部(4)の款とし、同部(2)の款の次に次のように加える。

(3) 完了公告前建築等承認申請手数料	法第37条第1号の規定に基づく完了公告前の建築等の承認の申請に対する審査	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の場合	公告に係る開発区域 (以下この部において「公告開発区域」という。)の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1,000円
			公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	2,500円
			公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	4,900円
			公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	9,700円
			公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	14,500円
			公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	19,400円
			公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	24,200円
			公告開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	33,900円
	住宅以外の建築物で主として自己の業務の用に供するものの建築又は主として自己の業務	公告開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1,500円	
		公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	3,400円	

	の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に係る開発区域内における建築等の場合	公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	7,300円
		公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	13,600円
		公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	22,300円
		公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	30,000円
		公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	37,700円
		公告開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	53,200円
		その他の場合	9,700円
	公告開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	14,500円	
	公告開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	21,800円	
	公告開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	29,000円	
	公告開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	43,500円	

		公告開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	57,100円
		公告開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	73,500円
		公告開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	97,600円

別表第4の48の部(7)の款中「(法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、同部(8)の款中「附則第5項」を「第34条の2第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)」に改め、同部(10)の款中「建築許可又は」の右に「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)第1条の規定による改正前の」を加え、同部の次に次のように加える。

48の2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請手数料	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号。以下この部において「法」という。)第7条第1項の規定に基づく制限行為(主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下この部において同じ。)の許可の申請に対する審査	主として自己の業務のために行う制限行為の場合	制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 13,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 30,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 65,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 120,000円
			制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 200,000円
			制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 270,000円
			制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール

			ル以上10ヘクタール未満の場合		
			制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール以上の場合	480,000円	
	その他の場合		制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円	
			制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円	
			制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円	
			制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円	
			制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円	
			制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円	
			制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円	
			制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円	
(2) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可更新申請手数料		法第7条第1項の許可((1)の款に掲げる許かに限る。以下この部において同じ。)の期間の更新の許可の申請に対する審査			5,000円
(3) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為変更許可申請手数料		法第7条第1項の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、変更の許可の申請1件についての手数料の金額が870,000円		

		<p>を超えるときは、870,000円とする。</p> <p>ア 制限行為に関する許可事項の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、制限行為に係る区域の面積（イに掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の制限行為に係る区域の面積、制限行為に係る区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の制限行為に係る区域の面積）に応じ、(1)の款に定める金額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更については、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額</p>
--	--	--

備考 制限行為に地すべり等防止法第18条第1項又は砂防指定地管理条例（平成15年兵庫県条例第30号）第4条第1項の規定に基づく許可を受けなければならないものが含まれる場合における急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請手数料及び急傾斜地崩壊危険区域内制限行為変更許可申請手数料の額は、当該急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為に係る区域の面積から地すべり等防止法第18条第1項又は砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づく許可を受けなければならない行為に係る区域の面積を減じて得た面積を制限行為に係る区域の面積として算定する。

別表第4の51の部に次のように加える。

(8) 一般廃棄物処理施設の許可証等書換え交付手数料	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業若しくは産業廃棄物処理施設の許可証又は廃棄物再生事業者の登録証明書（以下この部において「一般廃棄物処理施設の許可証等」という。）の書換え交付	2,000円
(9) 一般廃棄物処理施設の許可証等再交付手数料	一般廃棄物処理施設の許可証等の再交付	2,000円

別表第4の51の部の次に次のように加える。

51の2 都市緑地法に関する手数料

名称	事務の区分		金額		
(1) 特別緑地保全地区内建築物等制限行為許可申請手数料	都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下この部において「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づく建築物等に係る制限行為（主として自己の居住のために行うものを除く。以下この部において同じ。）の許可の申請に対する審査	新築又は増築の場合	制限行為に係る敷地の面積が0.01ヘクタール未満の場合	2,300円	
			制限行為に係る敷地の面積が0.01ヘクタール以上0.02ヘクタール未満の場合	3,600円	
			制限行為に係る敷地の面積が0.02ヘクタール以上0.05ヘクタール未満の場合	4,900円	
			制限行為に係る敷地の面積が0.05ヘクタール以上0.1ヘクタール未満の場合	7,900円	
			制限行為に係る敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.2ヘクタール未満の場合	10,500円	
			制限行為に係る敷地の面積が0.2ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	25,200円	
			制限行為に係る敷地の面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満の場合	39,200円	
			制限行為に係る敷地の面積が5ヘクタール以上の場合	71,400円	
			改築の場合	制限行為に係る床面積が100平方メートル未満の場合	1,100円
				制限行為に係る床面積が100平方メートル以上200平方メートル未満の場合	1,800円
	制限行為に係る床面積が200平方メートル以上500平方メートル未満の場合	2,400円			

		制限行為に係る床面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	3,900円
		制限行為に係る床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	5,200円
		制限行為に係る床面積が2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	12,600円
		制限行為に係る床面積が10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	19,600円
		制限行為に係る床面積が50,000平方メートル以上の場合	35,700円
(2) 特別緑地保全地区内建築物等制限行為変更許可申請手数料	法第14条第1項第1号の規定に基づく制限行為の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ア 制限行為に関する許可事項の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、制限行為に係る面積(イに掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の制限行為に係る面積、制限行為に係る面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の制限行為に係る面積)に応じ、(1)の款に定める金額に2分の1を乗じて得た額 イ 制限行為に係る面積の増加に係る許可事項の変更については、増加に係る面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額	

(3) 特別緑地保全地区内 宅地等制限行為許可申 請手数料	法第14条第 1項第2号 から第5号 までの規定 に基づく宅 地等に係る 制 限 行 為 (主として 自己の居住 のために行 うものを除 く。以下こ の部におい て同じ。)の 許可の申請 に対する審 査	宅 地 の 造 成、土地の 開墾、土石 の採取、鉦 物の掘採そ 他の土地 の形質の変 更の場合	制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール未 満の場合	1,800円
			制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満の場合	4,200円
			制限行為に係る面積 が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満の場合	9,100円
			制限行為に係る面積 が0.6ヘクタール以 上1ヘクタール未満 の場合	16,800円
			制限行為に係る面積 が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満の 場合	28,000円
			制限行為に係る面積 が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満の 場合	37,800円
			制限行為に係る面積 が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満の 場合	47,600円
			制限行為に係る面積 が10ヘクタール以上 の場合	67,200円
	木竹の伐採、 水面の埋立 て若しくは 干拓又は屋 外における 土石、廃棄 物若しくは 再生資源の 堆積 <small>たい</small> の場合	制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール未 満の場合	900円	
		制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満の場合	2,100円	
		制限行為に係る面積 が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満の場合	4,500円	
		制限行為に係る面積 が0.6ヘクタール以	8,400円	

		上1ヘクタール未満の場合	
		制限行為に係る面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	14,000円
		制限行為に係る面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	18,900円
		制限行為に係る面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	23,800円
		制限行為に係る面積が10ヘクタール以上の場合	33,600円
(4) 特別緑地保全地区内宅地等制限行為変更許可申請手数料	法第14条第1項第2号から第5号までの規定に基づく宅地等に係る制限行為の許可((3)の款に掲げる許可に限る。)に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ア 制限行為に関する許可事項の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、制限行為に係る面積(イに掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の制限行為に係る面積、制限行為に係る面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の制限行為に係る面積)に応じ、(3)の款に定める金額に10分の1を乗じて得た額 イ 制限行為に係る面積の増加に係る許可事項の変更については、増加に係る面積に応じ、(3)の款に定める金額に相当する額	

別表第4の58の部(19)の款中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同部(20)の款中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に改め、同部(21)の款中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に改め、同部の次に次のように加える。

58の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 特定開発行為許可申請手数料	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この部において「法」という。）第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可の申請に対する審査	42,000円
(2) 特定開発行為変更許可申請手数料	法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可の申請に対する審査	4,200円

別表第4の64の部中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表中65の部を66の部とし、64の部の次に次のように加える。

65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分			金額
(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この部において「計画」という。）の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により法第6条第1項第1号に規定する長期使用構造等であると認められた住宅に係る計画（以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合	住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	193,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額

			以内のもの		
			対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
	長期使用構造等適合計画以外の計画である場合		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	
			対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,224,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額	

		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,260,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,216,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,961,000円を計画に係る住宅の数で除して得た額
(2) 長期優良住宅建築等 計画変更認定申請手数料	法第8条第1項の規定に基づく計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	265,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

		もの	
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	法第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における計画の変更の認定の申請に対する審査	対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
		対象建築物の譲受けに係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく認定計画実施者の地位の承継の承認の申請に対する審査		1件につき16,000円

備考 1 金額の欄に定める額が10,000円未満となる場合において、その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとし、金額の欄に定める額が10,000円以上となる場合において、その額に500円未満の端数があるときは

これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げるものとする。

- 2 既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の算定については、(1)の款中「住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積」とあり、「対象建築物の床面積」とあるのは、「住宅の床面積」とする。
- 3 計画の認定の申請に法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合又は計画の変更の認定の申請に法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出が含まれる場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（次の(1)から(3)までに掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額）を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額を加算した額とする。
 - (1) 計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(1)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額
 - (2) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
 - (3) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- 4 計画の変更の認定の申請が次の表の左欄に掲げる基準（長期使用構造等適合計画にあっては、同表(2)の款の基準）に適合するかどうかの認定を要するものである場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、同表の中欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる金額を加算した額とする。

事項	区分	金額
(i) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,031,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,934,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,811,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,477,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
(2) 法第6条第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる基準	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	12,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	175,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

別表第5の11の部介護サービス情報調査手数料の款中「第115条の29第2項」を「第115条の35第2項」に、「第115条の30第1項」を「第115条の36第1項」に改め、同部介護サービス情報公表手数料の款中「第115条の29第3項」を「第115条の35第3項」に、「第115条の36第1項」を「第115条の42第1項」に改める。

(兵庫県立自然公園条例の一部改正)

第2条 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第28条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第28条の2 第9条第4項の許可(主として自己の居住又は農林漁業のために行う行為に係るものを除く。)

を受けようとする者は、申請1件につき7,100円の手数料を納付しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(砂防指定地管理条例の一部改正)

第3条 砂防指定地管理条例(平成15年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の3条を加える。

(手数料の納付)

第10条の2 第4条第1項の許可、同項の許可の期間の更新の許可又は第7条の許可を受けようとする者は、別表に定める手数料を納めなければならない。

(手数料の免除)

第10条の3 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(手数料の不還付)

第10条の4 既に納めた手数料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第10条の2関係)

名称	事務の区分		金額	
(1) 砂防指定地内制限行為許可申請手数料	第4条第1項の規定に基づく制限行為(主として自己の居住又は農林水産業のために行うものを除く。以下同じ。)の許可の申請に対する審査	主として自己の業務のために行う制限行為の場合	制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	13,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	30,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	65,000円
			制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	120,000円
			制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	200,000円
			制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	270,000円
			制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	340,000円
			制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール	480,000円

		ル以上の場合	
その他の場合		制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	86,000円
		制限行為に係る区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	130,000円
		制限行為に係る区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	190,000円
		制限行為に係る区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	260,000円
		制限行為に係る区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合	390,000円
		制限行為に係る区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合	510,000円
		制限行為に係る区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	660,000円
		制限行為に係る区域の面積が10ヘクタール以上の場合	870,000円
		(2) 砂防指定地内制限行為許可更新申請手数料	第4条第1項の許可((1)の款に掲げる許可に限る。)の期間の更新の許可の申請に対する審査
(3) 砂防指定地内制限行為変更許可申請手数料	第7条の規定に基づく制限行為の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、変更の許可の申請1件についての手数料の金額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。 ア 制限行為に関する許可事項の変更(イのみに該当する場合を除く。)について	

		<p>は、制限行為に係る区域の面積（イに掲げる変更を伴う場合にあっては変更前の制限行為に係る区域の面積、制限行為に係る区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の制限行為に係る区域の面積）に応じ、(1)の款に定める金額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の制限行為に係る区域への編入に係る許可事項の変更については、新たに編入される制限行為に係る区域の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額</p>
--	--	---

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第4条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第3の5の部備考3中「2」を「1」に改め、同表8の部備考中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 照明を伴いテニスコートを利用する場合は、基準額の欄に定めるそれぞれの額又は1により算出した額に、30分につき200円を加算した額とする。

別表第3の12の部運動施設の款の次に次のように加える。

グラウンドゴルフ場	8ホールにつき1回	350円。ただし、障害者が利用する場合は無料とし、児童等が利用する場合は250円とする。
-----------	-----------	--

別表第3の12の部備考2中「又は屋内テニスコート」を「、屋内テニスコート又はグラウンドゴルフ場」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(手数料)

第6条の2 第2条第1項の許可（主として自己の居住のために行う行為に係るものを除く。）を受けようとする者は、別表第5に定めるところにより手数料を納めなければならない。

別表に次の1表を加える。

別表第5（第6条の2関係）

名称	事務の区分	金額

(1) 風致地区内建築物等 制限行為許可申請手数料	第2条第1 項第1号又 は第6号の 規定に基づ く建築物等 に係る制限 行為の許可 の申請に対 する審査	新築又は増 築の場合	制限行為に係る敷地 の面積が0.01ヘクタ ール未満の場合	3,500円
			制限行為に係る敷地 の面積が0.01ヘクタ ール以上0.02ヘクタ ール未満の場合	5,400円
			制限行為に係る敷地 の面積が0.02ヘクタ ール以上0.05ヘクタ ール未満の場合	7,300円
			制限行為に係る敷地 の面積が0.05ヘクタ ール以上0.1ヘクタ ール未満の場合	11,900円
			制限行為に係る敷地 の面積が0.1ヘクタ ール以上0.2ヘクタ ール未満の場合	15,700円
			制限行為に係る敷地 の面積が0.2ヘクタ ール以上1ヘクタ ール未満の場合	37,800円
			制限行為に係る敷地 の面積が1ヘクタ ール以上5ヘクタ ール未満の場合	58,800円
			制限行為に係る敷地 の面積が5ヘクタ ール以上の場合	107,100円
	改築又は移 転（新築又 は増築を伴 うものを除 く。）の場合		制限行為に係る床面 積が100平方メー トル未満の場合	1,100円
			制限行為に係る床面 積が100平方メー トル以上200平方メ ートル未満の場合	1,800円
			制限行為に係る床面 積が200平方メー トル以上500平方メ ートル未満の場合	2,400円
			制限行為に係る床面 積が500平方メー トル以上の場合	3,900円

		ル以上1,000平方メートル未満の場合	
		制限行為に係る床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	5,200円
		制限行為に係る床面積が2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	12,600円
		制限行為に係る床面積が10,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の場合	19,600円
		制限行為に係る床面積が50,000平方メートル以上の場合	35,700円
	色彩の変更 (新築、増築又は改築を伴うものを除く。)の場合	制限行為に係る面積が100平方メートル未満の場合	500円
		制限行為に係る面積が100平方メートル以上200平方メートル未満の場合	700円
		制限行為に係る面積が200平方メートル以上500平方メートル未満の場合	1,000円
		制限行為に係る面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	1,700円
		制限行為に係る面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	2,200円
		制限行為に係る面積が2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	5,400円
		制限行為に係る面積が10,000平方メートル以上50,000平方メ	8,400円

			一トール未満の場合	
			制限行為に係る面積が50,000平方メートル以上の場合	15,300円
(2) 風致地区内建築物等制限行為変更許可申請手数料	第2条第1項第1号又は第6号の規定に基づく制限行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査			変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ア 制限行為に関する許可事項の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、制限行為に係る面積（イに掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の制限行為に係る面積、制限行為に係る面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の制限行為に係る面積）に応じ、(1)の款に定める金額に2分の1を乗じて得た額 イ 制限行為に係る面積の増加に係る許可事項の変更については、増加に係る面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額
(3) 風致地区内宅地等制限行為許可申請手数料	第2条第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に基づく宅地等に係る制限行為の許可の申請に対する審査	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の場合	制限行為に係る面積が0.1ヘクタール未満の場合	4,600円
			制限行為に係る面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	10,800円
			制限行為に係る面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	23,400円
			制限行為に係る面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	43,200円

		制限行為に係る面積 が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満の 場合	72,000円
		制限行為に係る面積 が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満の 場合	97,200円
		制限行為に係る面積 が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満の 場合	122,400円
		制限行為に係る面積 が10ヘクタール以上 の場合	172,800円
木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て若しくは干拓又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源の堆積の場合		制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール未 満の場合	1,800円
		制限行為に係る面積 が0.1ヘクタール以 上0.3ヘクタール未 満の場合	4,200円
		制限行為に係る面積 が0.3ヘクタール以 上0.6ヘクタール未 満の場合	9,100円
		制限行為に係る面積 が0.6ヘクタール以 上1ヘクタール未満 の場合	16,800円
		制限行為に係る面積 が1ヘクタール以上 3ヘクタール未満の 場合	28,000円
		制限行為に係る面積 が3ヘクタール以上 6ヘクタール未満の 場合	37,800円
		制限行為に係る面積 が6ヘクタール以上 10ヘクタール未満の 場合	47,600円

		制限行為に係る面積 が10ヘクタール以上 の場合	67,200円
(4) 風致地区内宅地等制限行為変更許可申請手数料	第2条第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定に基づく宅地等に係る制限行為の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる額を合算した額 ア 制限行為に関する許可事項の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、制限行為に係る面積（イに掲げる変更を伴う場合にあつては変更前の制限行為に係る面積、制限行為に係る面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の制限行為に係る面積）に応じ、(3)の款に定める金額に10分の1を乗じて得た額 イ 制限行為に係る面積の増加に係る許可事項の変更については、増加に係る面積に応じ、(3)の款に定める金額に相当する額	

備考 建築物等の改築に移転が伴う場合における風致地区内建築物等制限行為許可申請手数料の額は、移転に係る建築物等の面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額を加算した額とする。

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第6条 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び学位論文審査料」を「、学位論文審査料及び証明手数料」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(証明手数料の額)

第5条の2 高等学校、兵庫県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）及び大学の卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者（当該高等学校、中等教育学校又は大学に在学する者を除く。）の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

第6条第1項中「兵庫県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）」を「中等教育学校」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(証明手数料の徴収)

第10条の2 証明手数料は、卒業証明その他これに類する証明の申請を受理するときに徴収するものとする。

第12条中「及び学位論文審査料」を「、学位論文審査料及び証明手数料」に改める。

別表備考1中「及び学部」を「、学部」に改め、「入学する者」の右に「及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第1項第1号又は第155条第1項各号に該当する者に対して大学が別に定めるところにより実施する選考により入学の許可を受けた外国人」を加える。

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第4展示室の款区分の欄及び基準額の欄を次のように改める。

展示室	A	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	16,300	40,800	57,100	24,500
		平日に利用する場合	14,300	35,900	50,200	21,500
B	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	7,900	19,400	27,300	11,800	
		平日に利用する場合	6,900	17,100	24,000	10,400
C	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	5,900	14,800	20,700	8,900	
		平日に利用する場合	5,200	13,000	18,200	7,800
D	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	3,700	9,400	13,100	5,600	
		平日に利用する場合	3,300	8,300	11,600	5,000
E	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	3,100	7,700	10,800	4,700	
		平日に利用する場合	2,700	6,800	9,500	4,100
F	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	2,900	7,300	10,200	4,400	
		平日に利用する場合	2,600	6,400	9,000	3,900
G	土曜日、日曜日及び休日に利用する場合	2,800	7,100	9,900	4,200	
		平日に利用する場合	2,500	6,200	8,700	3,800

別表第4備考の欄3中「展示室A」の右に「又はB」を加える。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第8条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表7の部に次のように加える。

(15) 認知機能検査員講習手数料	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査を行う者に対する講習を受けようとする者	講習1時間につき 700円
-------------------	---	------------------

別表11の部(1)の款中「16,000円」を「13,000円」に改める。

第9条 警察手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表7の部(5)の2の款の次に次のように加える。

(5)の3 認知機能検査手数料	法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査(以下この部において「認知機能検査」という。)を受けようとする者	650円
-----------------	---	------

別表7の部(12)の款中

「

講習 1 時間につき 2,050円
講習 1 時間につき 1,500円

」

を

「

5,800円(当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)
2,350円

」

に、「2,750円」を「2,650円」に、「1,400円」を「1,500円」に、

「

講習 1 時間につき 2,050円

」

を

「

5,800円(当該講習が介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円)
--

」

に改め、同部(15)の款中「介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査」を「認知機能検査」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の33の部及び別表第4の64の部の改正規定 平成21年4月16日
 - (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の17の部の改正規定 平成21年7月1日
 - (3) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の42の部(32)の款、(49)の款及び(50)の款の改正規定並びに第9条の規定 平成21年6月1日
 - (4) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の58の部及び別表第5の11の部の改正規定 平成21年5月1日
 - (5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4中65の部を66の部とし、64の部の次に65の部を加える改正規定 平成21年6月4日

- (6) 第4条中兵庫県立都市公園条例別表第3の5の部及び8の部の改正規定 公布の日
 - (7) 第4条中兵庫県立都市公園条例別表第3の12の部の改正規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
 - (8) 第7条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日 (経過措置)
- 2 平成21年4月1日前において、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第5条第1項の規定に基づき認定書の交付の申請をしている者に係る自動車運転代行業認定申請手数料の額については、第8条の規定による改正後の警察手数料徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。



地方消費税清算特別会計条例をここに公布する。
平成21年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第9号

地方消費税清算特別会計条例

(設置)

第1条 地方消費税の清算に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理するため、特別会計を設置する。
(歳入及び歳出)

第2条 この特別会計においては、国から県に払い込まれる地方消費税、他の都道府県から県に支払われる地方消費税清算金及び附属諸収入をもってその歳入とし、地方消費税繰出金、県が他の都道府県に支払う地方消費税清算金及び附属諸費をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第10号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例

(兵庫県税条例の一部改正)

第1条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7節 削除」を	「第7節 自動車取得税(第91条―第100条) 第7節の2 軽油引取税(第101条―第113条の16)」	に、	「第3章 目的税 第1節 自動車 第2節 軽油引 第3節 狩猟税
--------------	---	----	---

取得税(第157条―第157条の11) を「第3章 目的税(第178条―第183条)」に改める。
取税(第158条―第177条)
(第178条―第183条) 」

第3条第1項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 自動車取得税
- (8) 軽油引取税

第3条第2項中「次に掲げる税」を「狩猟税」に改め、同項各号を削る。

第4条第2項中第10号及び第11号を削り、同項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号中「(昭和26年法律第185号)」を削り、同号を同項第9号とし、同項第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 自動車取得税 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条の規定による登録、同法第59条の規定

による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）若しくは同法第97条の3の規定による届出がされるべき事務所、同法第13条の規定による登録を受けるべき事務所又は同法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入若しくは道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の4第1項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき事務所の所在地

- (8) 軽油引取税 第101条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りを行う場合にあつては特約業者又は元売業者の当該軽油の現実の納入に係る事務所又は事業所の所在地（県内に当該特約業者又は元売業者の事務所又は事業所がないときにあつては、当該軽油の主たる現実の納入地）、同条第3項に規定する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合にあつては特約業者又は元売業者の当該燃料炭化水素油の販売に係る事務所又は事業所の所在地、同条第4項に規定する軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合にあつては同項に規定する石油製品販売業者の当該軽油又は燃料炭化水素油の販売に係る事務所又は事業所の所在地、同条第5項に規定する炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合にあつては当該自動車の主たる定置場の所在地、同条第6項に規定する軽油を所有している場合にあつては当該所有している者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地、第102条第1項第1号又は第2号に規定する軽油を自ら消費する場合にあつては当該消費をする者の当該軽油の消費に直接関係を有する事務所又は事業所（県内に当該消費をする者の事務所又は事業所がないときにあつては、その者の住所。以下この号において同じ。）の所在地、同項第3号に規定する軽油を譲渡する場合又は同項第4号に規定する軽油を自ら消費する場合にあつては当該軽油に係る免税証を交付した県民局の所在地、同項第5号に規定する軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該軽油の消費又は譲渡に直接関係を有する事務所又は事業所の所在地、法第144条の22第1項又は法第144条の25第2項に規定する免税軽油の引取りを行う場合にあつては当該免税軽油に係る免税証を交付した県民局の所在地

第59条の6第1項中「、協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に改める。

第59条の7の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第1項中「第4条第2項に規定する農地保有合理化法人が、同項第1号」を「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）」が、同法第4条第2項第1号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第6項中「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第59条の8第2項中「農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第7項中「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改める。

第59条の10第1項中「第2条第7項」を「第2条第3項」に改める。

第2章第7節を次のように改める。

第7節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者)

第91条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

(自動車取得税のみならず課税)

第92条 自動車の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を自動車の取得と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は政令第 条に規定する自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用

に供することとみなす。

- 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第93条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

(自動車取得税の税率)

第94条 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の免税点)

第95条 自動車の取得価額が15万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第96条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第97条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第122条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時
- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は施行規則第 条に規定する自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は施行規則第 条に規定する日
- (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第123条の規定によつて自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に知事が指定する証紙代金収納計器で自動車取得税額に相当する金額を表示した印（第4項において「自動車取得税証紙印」という。）の押印を受けることによりしなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請及び第1項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

4 第2項の自動車取得税証紙印の押印による納付の方法については、兵庫県税証紙徴収条例（昭和40年兵庫県条例第38号）の定めるところによる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第98条 知事は、譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6箇月以内に譲渡担保財産の設定者（設定者が交代した場合における新設定者を除く。以下自動車取得税において同じ。）に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける納税義務者は、次に掲げる事項を記載した申告書に同項の規定の適用があることとなつた事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
- (3) 自動車の定置場
- (4) 譲渡担保財産の設定年月日
- (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅年月日

- (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転年月日
- 3 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が事実であると認めるときは、当該取得の日から6箇月以内の期間に限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予するものとする。
- 4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に取得した自動車譲渡担保財産であつてこれを6箇月以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足りる書類を添付して、前条第1項の規定によつて申告する際、あわせてこれを知事に提出しなければならない。
- (1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
 - (3) 自動車の定置場
 - (4) 自動車取得税の課税標準額及び税額
 - (5) 譲渡担保財産の設定年月日
 - (6) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅予定年月日
 - (7) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転予定年月日
- 5 知事は、第3項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第1項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。
- 6 知事は、自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第1項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 8 第6項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなつた事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
 - (3) 自動車の定置場
 - (4) 譲渡担保財産の設定年月日
 - (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅年月日
 - (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転年月日
 - (7) 還付を受けるべき金額
- (自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)
- 第99条 知事は、自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他施行規則第 条に規定する理由により、当該自動車の取得の日から1箇月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除するものとする。
- 2 前条第7項の規定は、前項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。
- 3 第1項の還付又は免除の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定の適用があることとなつた事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 自動車の種類、用途、車名及び型式
 - (3) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
 - (4) 自動車の定置場
 - (5) 自動車を取得した年月日
 - (6) 自動車を返還した年月日
 - (7) 自動車を返還した理由
 - (8) 還付を受けるべき金額又は自動車取得税の課税標準額及び税額
- (自動車取得税の減免)

第100条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得（第3号から第6号までに掲げる自動車の取得にあつては、当該各号に規定する下肢等障害者又は精神障害者1人につき1台に限る。）については、当該自動車の取得者に対し、自動車取得税を減免することができる。

- (1) 医療法第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (2) 日本赤十字社の血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得
- (3) 下肢等障害者（下肢、体幹その他に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）が専ら運転する自動車に係る当該下肢等障害者の自動車の取得
- (4) 重度下肢等障害者（下肢等障害者のうち規則で定める重度の障害を有するものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）が専ら運転する自動車又はその者と生計を一にする者が専ら当該重度下肢等障害者のために運転する自動車に係る当該重度下肢等障害者又は生計を一にする者の自動車の取得
- (5) 精神障害者（精神に障害を有する者のうち規則で定めるものをいう。以下この条及び第126条において同じ。）と生計を一にする者が専ら当該精神障害者のために運転する自動車に係る当該精神障害者又は生計を一にする者の自動車の取得
- (6) 重度下肢等障害者又は精神障害者（以下この条及び第126条において「重度障害者等」という。）のみで構成される世帯の当該重度障害者等の自動車の取得で、当該世帯の重度障害者等を常時介護する者が専ら当該世帯の重度障害者等のために運転するもの
- (7) 前各号に掲げる自動車の取得のほか、天災その他特別の事情がある場合において、知事が認める自動車の取得

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、第97条第1項の規定による申告をする際に、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 自動車を取得した原因
- (3) 自動車の登録番号若しくは車両番号又は車台番号
- (4) 自動車取得税の課税標準額及び税額
- (5) 減免を必要とする理由

3 前項の規定による申請書に添付すべき書類又は当該申請の際に提示すべき書類は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げるとおりとする。

減免の理由	添付し、又は提示すべき書類
第1項第1号、第2号又は第7号の場合	添付すべき書類 減免を必要とする理由を証明するに足りる書類
第1項第3号から第6号までの場合	添付すべき書類 減免を必要とする理由を証明するに足りる書類 提示すべき書類 運転免許証その他規則で定める書類

第2章第7節の次に次の1節を加える。

第7節の2 軽油引取税

（軽油引取税の納税義務者等）

第101条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前2項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、1気圧において温度15度で液状であるものを含む。以下軽油引取税について同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発

油（同法第6条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下軽油引取税について同じ。）以外のもの（同法第16条又は第16条の2に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下軽油引取税において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第113条の10第1項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前3項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下軽油引取税において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第113条の10第1項第1号若しくは第2号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第3号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下軽油引取税について同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第113条の10第1項第4号の規定により消費の承認を受け、又は同条第6項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）において、その者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが県内に所在するときは、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第113条の14第2号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令第 条の規定により算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第102条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第1項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

- (1) 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (2) 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (3) 第105条に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡
- (4) 第105条に規定する軽油の引取りを行つた者がそれぞれ同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費
- (5) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡
- (6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令第 条に掲げる規格を有するものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第1号又は第2号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 第1項第3号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第103条 第113条の10第1項第1号又は第2号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第101条第4項又は前条第1項第5号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を有する者で政令第 条に規定するものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の法第144条の2第4項に規定する事業所若しくは前条第1項第5号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第104条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第113条第3項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 軽油の引取りが本邦からの輸出として行われたもの
- (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第105条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令第 条に規定する石油化学製品を製造するための原料その他の政令第 条に規定する用途に供する軽油の引取りに対しては、第113条の3第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は第113条の9第2項の規定による知事の承認書の交付があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(特約業者の指定等)

第106条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して規則で定める要件に該当する者を除く。）で、県内に主たる事務所又は事業所を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して1年とする。ただし、仮特約業者が次条第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、仮特約業者が第1項の規則で定める要件に該当することとなつたときその他規則で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

4 知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに関して必要な事項は、規則で定める。

第107条 知事は、県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の規則で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、知事は、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 知事は、前項の規定による特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による特約業者の指定を受けている者が同項に規定する要件に該当しなくなつたときその他規則で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

4 知事は、特約業者について法第144条の9第3項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事に対し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

5 知事は、特約業者について法第144条の9第4項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。ただし、関係都道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から2月以内に、自己の意見を付して、当該書類を総務大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

6 知事は、前項ただし書の規定による指示の請求に基づいて総務大臣から特約業者の指定の取消しの指示があつたときは、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

7 知事は、第3項、第5項本文又は前項の規定によつて特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関して必要な事項は、規則で定める。
(軽油引取税の税率)

第108条 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、15,000円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第109条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第101条第3項から第6項まで又は第102条の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合における徴収については、申告納付の方法による。

2 法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第110条 軽油引取税の特別徴収義務者は、元売業者又は特約業者とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 知事は、前項の規定によつて特別徴収義務者を指定した場合においては、規則で定める様式の指定書を当該特別徴収義務者に交付するものとする。

4 第1項及び第2項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

5 第1項の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第111条 軽油引取税の特別徴収義務者は、事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合にはその5日前までに、事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合にはその指定された日の5日後までに、その引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合にはその納入の日の属する月の翌月末日までに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地及び名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 元売業者の名称（特別徴収義務者が特約業者である場合に限る。以下この項において同じ。）

エ 取扱石油製品の種類及びその貯蔵設備の概要

オ 事務所又は事業所の事業開始年月日

カ アからオまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(2) 事務所又は事業所の事業を開始した後において特別徴収義務者として指定された場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地及び名称

イ 事務所又は事業所の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

ウ 元売業者の名称

エ 取扱石油製品の種類及びその貯蔵設備の概要

オ 特別徴収義務者として指定された日

カ アからオまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

(3) 引渡しに係る軽油の納入が行われることとなつた場合

ア 特別徴収義務者の住所及び氏名又は所在地及び名称

イ 元売業者の名称

ウ 軽油の納入地

エ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は所在地及び名称

オ アからエまでに掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登

録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し、通知するものとする。

4 登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条及び第113条において同じ。）は、登録をした事項に変更を生じた場合においては、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更の申請をしなければならない。

5 知事は、登録特別徴収義務者から登録の消除の申請があつたとき、又は当該特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときには、遅滞なく、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

(1) 当該登録特別徴収義務者の事務所又は事業所が県内に所在しなくなつたこと。

(2) 県内において1年以上当該登録特別徴収義務者からの軽油の納入が行われなかったこと。

7 知事は、登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、遅滞なく、その旨を当該消除に係る者に対し、通知するものとする。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付）

第112条 知事は、前条第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該事務所又は事業所ごとに、法第144条の16第1項の証票を交付するものとする。

2 知事は、前条第4項の登録の変更の申請（県内で事務所又は事業所の事業を開始しようとする場合に限る。）を受理した場合には、その申請をした者に対し、当該事務所又は事業所ごとに、法第144条の16第1項の証票を交付するものとする。

（軽油引取税の申告納入）

第113条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額並びに第104条又は第105条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した法第144条の14第2項の納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の1を乗じて得た数量を控除した数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に100分の0.3を乗じて得た数量を控除した数量とする。

3 第1項の場合において、第104条又は第105条の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、規則で定めるところにより、登録特別徴収義務者は、知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 登録特別徴収義務者は、第1項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税に係る免税の手続）

第113条の2 第105条に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油（以下軽油引取税について「免税軽油」という。）の引取りを行おうとする同条に規定する者（以下軽油引取税について「免税軽油使用者」という。）は、あらかじめ、知事に法第144条の21第2項の申請書を提出して、同項の免税軽油使用者証（以下軽油引取税について「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けておかななければならない。

2 前項の規定による申請は、免税軽油使用者のうち知事が適当と認めるものにあつては、2人以上の者が代表者を定めてその代表者からすることができる。

3 知事は、第1項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第105条に規定する用途に該当しないときその他政令第 条に規定するときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証の返納を命ずることができる。

5 免税軽油使用者証の有効期間は、その交付の日から2年とする。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合においては、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受け、免税軽

油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第113条の3 免税軽油使用者は、免税証の交付を受けようとする場合においては、そのつど、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して、法第144条の21第1項の申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を申請しようとする者は、政令第 条の届出書の写しを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、18リットルを下らないようにするものとする。

3 第1項の規定による申請は、2人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第1項の申請書に政令第 条の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第1項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量が、その用途及び使用期間に照らし、適当でないと認めるときその他政令第 条に規定するときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該数量の軽油の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から1年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第4項及び第6項後段の規定は、免税証について準用する。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第113条の4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第113条の2第2項の規定により2人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この条において同じ。)は、毎月末日(当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この条において同じ。)の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者にあつては、知事が別に定める期限)までに、法第144条の27の報告書を知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

(免税証の交付の申請の届出)

第113条の5 県内に免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を有する免税軽油使用者は、法第144条の21第1項ただし書及び政令第 条の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合においては、政令第 条の届出書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税が徴収不能等になつた場合の措置)

第113条の6 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の30第1項の規定により、軽油引取税額の納入の義務の免除又は軽油引取税額に相当する額の還付を受けようとする場合においては、免除申請書又は還付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、その納入の義務の免除又は還付を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

3 法第144条の30第1項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

(軽油を返還した場合における措置)

第113条の7 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から、1月以内にその旨を知事に申告しなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第144条の31第1項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当

該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、還付申請書を知事に提出しなければならない。

- 3 前2項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第113条の8 免税取扱特別徴収義務者(法第144条の21第8項に規定するものをいう。)は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、免税申請書又は還付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、免税証を交付した都道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第144条の31第4項又は第5項の知事の承認)

第113条の9 免税軽油使用者は、法第144条の31第4項又は第5項の規定により、知事の承認を受けようとする場合においては、承認申請書にその事実を証するに足りる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書の提出があつた場合において、適当であると認めるときは、同項の免税軽油使用者に対し、承認書を交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第113条の10 元売業者(第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。))及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

(1) 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

(3) 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

(4) 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

- 2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、帳簿(同項の承認を受けた者が法第748条第1項の承認を受けている場合にあつては、当該承認に係る電磁的記録を含む。第9項及び第113条の13において同じ。)を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第1項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第1項第3号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第1項第3号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関して必要な事項は、規則で定める。

(事業の開廃等の届出)

第113条の11 県内に主たる事務所又は事業所を有する特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下軽油引取税について同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、事務所又は事業所ごとに、知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者で県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（元売業者を除く。）は、その旨を知事に届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前2項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

4 知事は、前3項の規定により届出を受けたときは、当該届出に係る事項を、速やかに関係都道府県知事に通知するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の届出及び通知に関して必要な事項は、規則で定める。
(軽油の引取りの報告等)

第113条の12 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月末日における軽油の在庫数量その他の規則で定める事項を、知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から30日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の規則で定める事項を、知事に報告しなければならない。

3 前2項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前3項の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る事項を、速やかに関係都道府県知事に通知するものとする。

5 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に関する事実その他の規則で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

6 第101条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の規則で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

7 前項の特別徴収義務者は、規則で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関して必要な事項は、規則で定める。

(帳簿記載義務)

第113条の13 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、軽油又は炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第113条の14 第109条第1項ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

(1) 第101条第3項から第5項まで又は第102条第1項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間における当該販売、消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第1項第1号から第3号まで又は第5号の申告書を知事に提出すること。

(2) 第101条第6号に掲げる者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第1項第4号の申告書を知事に提出すること。

(3) 第102条第1項第3号又は第4号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から30日以内に、当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第1項第6号の申告書を知事に提出すること。

(4) 第102条第1項第6号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した法第144条の18第1項第7号の申告書を知事に提出すること。

(法第144条の22第4項又は第144条の25第5項の規定による軽油引取税の普通徴収の手續)

第113条の15 第109条第2項の規定によつて軽油引取税を徴収する場合においては、次に掲げる者に対し、軽油引取税の納税通知書を交付する。

- (1) 法第144条の22第1項の者又は同条第2項の法人若しくは人
- (2) 法第144条の25第2項の者又は同条第3項の法人若しくは人

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(軽油引取税の減免)

第113条の16 知事は、災害その他特別の事情により必要があると認める納税者に対し、軽油引取税を減免することができる。

2 前項の規定によつて軽油引取税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 引取りを行つた軽油の数量
- (3) 年度、月別及び税額
- (4) 減免を必要とする理由

第120条第4項中「(昭和40年兵庫県条例第38号)」を削る。

第120条の2中「(平成14年法律第151号)」を削る。

第126条第1項中「下肢、体幹その他に障害を有する者又は精神に障害を有する者(第157条の11第1項において「障害を有する者」と総称する。)」を「各号に規定する下肢等障害者又は精神障害者」に改め、同項第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 下肢等障害者が所有する自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの
- (3) 重度下肢等障害者又はその者と生計を一にする者が所有する自動車で、専ら当該重度下肢等障害者が運転し、又は当該生計を一にする者が専ら当該重度下肢等障害者のために運転するもの
- (4) 精神障害者又はその者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該生計を一にする者が専ら当該精神障害者のために運転するもの
- (5) 重度障害者等のみで構成される世帯の当該重度障害者等が所有する自動車で、当該世帯の重度障害者等を常時介護する者が専ら当該世帯の重度障害者等のために運転するもの

「第1節 自動車取得税」及び「第2節 軽油引取税」を削る。

第157条から第177条までを次のように改める。

第157条から第177条まで 削除

「第3節 狩猟税」を削る。

附則第6条第2項第2号中「附則第9条の4第1項」の右に「、附則第9条の4の2第1項」を加え、同項第3号中「附則第5条の4第6項」の右に「、附則第5条の4の2第5項」を加える。

附則第9条の4第1項中「居住年」の右に「(次条において「居住年」という。)」を加え、同条第3項中「(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」を削り、同条の次に次の1条を加える。

第9条の4の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第18条及び第18条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限

後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)

- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合
- 3 第1項の規定の適用がある場合における第19条及び第19条の2の規定の適用については、第19条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第9条の4の2第1項」と、第19条の2中「第18条から前条まで」とあるのは「第18条から前条まで及び附則第9条の4の2第1項」とする。

附則第9条の6第2項中「附則第9条の4第1項」の右に「、附則第9条の4の2第1項」を加え、同条第3項中「前条まで及び附則第9条の5第2項」を「前条まで及び附則第9条の6第2項」に、「及び附則第9条の4第1項」を「及び附則第9条の5」に、「附則第9条の4第1項及び附則第9条の5第2項」を「附則第9条の5及び附則第9条の6第2項」に改める。

附則第9条の7中「、4,000円」を「4,000円」とし、平成21年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る同号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは「3,300円」に改める。

附則第16条第1項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第18条第1項及び第3項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第20条の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条中「の農地保有合理化法人」を「に規定する農地保有合理化法人等」に、「平成元年度」を「平成21年度」に、「平成元年4月1日」を「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)の施行の日」に改める。

附則第21条の次に次の4条を加える。

(自動車取得税の税率の特例)

第21条の2 第5項に規定する電気自動車、第6項各号に掲げる天然ガス自動車、第7項に規定する充電機能付電力併用自動車、第8項各号に掲げる電力併用自動車又は第9項第3号に掲げる軽油自動車であつて初めて新規登録等(道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得が平成24年3月31日までに行われた場合においては、第91条の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

- 2 自家用の自動車(第91条の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第94条の規定にかかわらず、100分の5とする。

- 3 第9項第1号若しくは第2号に掲げる軽油自動車又は第11項に規定する第1種省エネルギー自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第1項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

- 4 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得(第1項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第2項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(i) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が3.5トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第9項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則第 条に規定するもの(以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒

子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則第 条に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 第12項に規定する第2種省エネルギー自動車

5 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則第 条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第2項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

6 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第 条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第2項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則第 条に規定するもの

7 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第 条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

8 次に掲げる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第 条に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第 条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得（前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1.6（当該電力併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、100分の2.7）を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第 条に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた

排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

9 次に掲げる軽油自動車であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項、第11項又は第12項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、第94条及び第2項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第2項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則第 条に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則第 条に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車であつて施行規則第 条に規定するもののうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第 条に規定するものに適合するもの

10 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第95条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

11 第1種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則第 条に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（第5項から第8項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

12 第2種省エネルギー自動車（エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則第 条に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得（第5項から第8項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

13 前2項の規定は、第97条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則第 条に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第21条の3 当分の間、第101条第3項に規定する揮発油には、租税特別措置法第88条の6の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第21条の4 平成24年3月31日までに行われる次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第101条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第113条の2第1項の規定による免税軽油使用者が次項において準用する第113条の3第4項の規定による免税証の交付又は第3項において読み替

えて適用する第113条の9第2項の規定による承認書の交付を受けた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 海上保安庁その他政令第 条に規定する者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令第 条に規定するものに供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令第 条に規定する者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令第 条に規定するもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行規則第 条に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他政令第 条に規定する者が動力耕うん機その他の政令第 条に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 陶磁器製造業、木材加工業その他の政令第 条に規定する事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令第 条に規定する用途に供する軽油の引取り

2 第113条の2及び第113条の3の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、第113条の2第1項及び第3項中「第105条に規定する用途に供するため、同条の規定によつて」とあるのは「附則第21条の4第1項の規定によつて」と、「同条に規定する者」とあるのは「同項各号の軽油の引取りを行う者」と読み替えるものとする。

3 前2項の場合における第102条、第109条及び第113条の9の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第102条第1項第3号及び第4号	第105条	第105条又は附則第21条の4第1項
第102条第1項第4号	同条	これらの規定
第109条	第102条	第102条（附則第21条の4第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第113条の9第1項	法第144条の31第4項又は第5項	法第144条の31第4項又は第5項（法附則第12条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

（軽油引取税の税率の特例）

第21条の5 平成30年3月31日までに第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第102条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第101条第6項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第108条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。

附則第24条から附則第26条までを次のように改める。

第24条から第26条まで 削除

附則第26条の3第3項第1号中「、附則第9条の4第1項」の右に「、附則第9条の4の2第1項」を加え、「第18条の3第1項後段」を「第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第26条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項後段」に、「及び附則第9条の4第1項」を「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」に改める。

附則第27条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第27条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第27条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第27条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第27条第4項中「平成20年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附則第28条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第29条第1項中「平成21年度」を「平成26年度」に改め、同条第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に、「第31条の2第2項第11号」を「第31条の2第2項第12号」に改め、同条第3項中「第35条」を「第35条の2」に、「から第37条まで」を「、第37条」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第31条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第31条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第31条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第31条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第32条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第32条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第32条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第32条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第32条の2第1項中「特定管理株式」という。)の右に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）を、「当該特定管理株式」の右に「又は特定保有株式」を加える。

附則第32条の6第2項中「控除しきれない」を「控除することができない」に改める。

附則第34条第1項中「規定する事業所得」の右に「、譲渡所得又は」を、「当該事業所得」の右に「、譲渡所得及び」を加え、第2項第1号を次のように改める。

- (1) 第18条の2から第19条の2まで、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項及び附則第9条の5の規定の適用については、第18条の2、第18条の3第1項前段、第19条及び第19条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第18条の3第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第34条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項後段及び第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第34条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第9条第1項、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第9条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第34条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第36条中「平成21年9月30日」を「平成26年9月30日」に改める。

(兵庫県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 兵庫県税条例の一部を改正する条例（平成20年兵庫県条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第6項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「（次項並びに附則第10項及び第12項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」を削る。

附則第9項及び第10項を削り、附則第11項を附則第9項とし、附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とする。

附則第14項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）の100分の1.2」に改め、同項各号を削り、同項を附則第11項とする。

附則第15項を附則第12項とする。

附則第16項中「附則第14項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中兵庫県税条例附則第36条の改正規定 平成21年10月1日

(2) 第1条中兵庫県税条例附則第6条及び第9条の4第1項の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、附則第9条の6第2項の改正規定、附則第26条の3第3項第1号の改正規定（「、附則第9条の4第1項」の右に「、附則第9条の4の2第1項」を加える部分及び「及び附則第9条の4第1項」を「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」に改める部分に限る。）並びに第32条の2及び第32条の6の改正規定 平成22年1月1日

(3) 第1条中兵庫県税条例附則第9条の4第3項及び附則第29条第3項の改正規定 平成22年4月1日

(4) 第1条中兵庫県税条例附則第34条第1項の改正規定 平成23年1月1日

(5) 第1条中兵庫県税条例第59条の7、第59条の8、第59条の10及び附則第20条の改正規定並びに附則第7項の規定 改正法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第9条の4の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第9条の7の規定は、平成21年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費について適用し、平成20年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

4 改正後の条例附則第36条の規定は、平成21年10月1日以後に開始する事業年度の所得及び同日以後の解散による清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人の県民税について適用し、同日前に開始する事業年度の所得及び同日前の解散による清算所得に対する法人税額又は個別帰属法人税額に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

5 平成21年12月31日までの間における改正後の条例附則第27条第3項第1号、第28条第2項第1号、第31条第3項第1号、第32条第2項第1号及び第34条第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「附則第9条の4第1項、附則第9条の4の2第1項」とあるのは「附則第9条の4第1項」と、「、附則第9条の4第1項及び附則第9条の4の2第1項」とあるのは「及び附則第9条の4第1項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 附則第1項第5号に定める日以前の兵庫県税条例第59条の7、第59条の8及び第59条の10並びに附則第20条に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

8 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車

取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 9 改正後の条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に改正後の条例第101条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは改正後の条例第102条第1項各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が改正後の条例第101条第6項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。
- 10 施行日前に第1条の規定による改正前の兵庫県税条例(以下「改正前の条例」という。)第158条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは改正前の条例第159条各号(第3号又は第4号を除く。)の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が改正前の条例第158条第6項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 11 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第161条の2第1項の規定による仮特約業者の指定の申請は、改正後の条例第106条第1項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。
- 12 この条例の施行の際現に改正前の条例第161条の2第1項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、改正後の条例第106条第1項の規定による仮特約業者の指定とみなす。
- 13 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第161条の3第1項の規定による特約業者の指定の申請は、改正後の条例第107条第1項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。
- 14 この条例の施行の際現に改正前の条例第161条の3第1項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、改正後の条例第107条第1項の規定による特約業者の指定とみなす。
- 15 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第164条の2第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、改正後の条例第111条第1項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。
- 16 この条例の施行の際現に改正前の条例第164条の2第1項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、改正後の条例第111条第1項の規定による特別徴収義務者の登録とみなす。
- 17 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第164条の2第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、改正後の条例第111条第5項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。
- 18 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第165条第1項の規定により交付を受けている証票は、改正後の条例第112条第1項の規定により交付を受けた証票とみなす。
- 19 この条例の施行の際現に改正前の条例第167条第1項の規定により交付を受けている免税証は、改正後の条例第105条に規定する用途に係る免税証にあつては改正後の条例第113条の2第1項の規定により交付を受けた免税証と、改正後の条例附則第21条の4第1項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第2項において読み替えて準用する改正後の条例第113条の2第1項の規定により交付を受けた免税証とみなす。
- 20 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第168条第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請は、改正後の条例第105条に規定する用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては改正後の条例第113条の3第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請と、改正後の条例附則第21条の4第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証の交付の申請にあつては同条第2項において読み替えて準用する改正後の条例第113条の3第1項の規定による免税軽油使用者証の交付の申請とみなす。
- 21 この条例の施行の際現に改正前の条例第168条第1項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、改正後の条例第105条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては改正後の条例第113条の3第1項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、改正後の条例附則第21条の4第1項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第2項において読み替えて準用する改正後の条例第113条の3第1項の規定による免税軽油使用者証とみなす。
- 22 この条例の施行の際現に改正前の条例第173条第1項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、改正後の条例第113条の10第1項の規定による知事の承認とみなす。

23 この条例の施行の際現にされている改正前の条例第173条第4項の規定により交付を受けている製造等承認証は、改正後の条例第113条の10第4項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

24 施行日前に改正後の条例第113条の11第1項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が改正前の条例第173条の2第1項から第3項までの規定によりした届出は、改正後の条例第113条の11第1項から第3項までの規定によりした届出とみなす。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「8,164人」を「7,726人」に、「499人」を「475人」に、「12,650人」を「12,689人」に、「11,685人」を「11,729人」に、「965人」を「960人」に、「21,472人」を「21,049人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例(昭和41年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「256人」を「241人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例(昭和35年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「4,935人」を「4,905人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成20年」を「平成21年」に改める。

附則第13項中「平成21年 3月分」を「平成22年 3月分」に改める。

附則第14項中「平成20年 6月及び12月」を「平成20年及び平成21年の 6月及び12月」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成20年」を「平成21年」に改める。

附則第11項中「平成21年 3月分」を「平成22年 3月分」に改める。

附則第12項中「平成20年 6月及び12月」を「平成20年及び平成21年の 6月及び12月」に改める。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。



附属機関設置条例及び兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

附属機関設置条例及び兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例

(附属機関設置条例の一部改正)

第1条 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表県民生活審議会の項中「生活創造に関する施策」の右に「、生涯学習に資するための施策」を加え、「、調停等」を「並びに同条例による調停等」に改め、同表生涯学習審議会の項、産業廃棄物審議会の項及び卸売市場審議会の項を削り、同表広告物審議会の項を次のように改める。

<p>景観審議会</p>	<p>風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年兵庫県条例第30号)による風致地区内の建築等に関する重要事項、景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)による景観の形成等に関する重要事項、屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)による広告物等の規制、広告景観モデル地区の指定その他屋外広告物に関する重要事項及び緑豊かな地域環境の形成に関する条例(平成6年兵庫県条例第16号)による緑豊かな地域環境の形成に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
--------------	---

第1条第1項の表景観形成審議会の項、緑豊かな環境形成審議会の項及び宅地保全審議会の項を削る。

(兵庫県開発審査会条例の一部改正)

第2条 兵庫県開発審査会条例(昭和44年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4条第3項」を「第5条第3項」に改め、同条第2号中「第5条第2項」を「第6条第2項」に、「第4条第3項」を「第5条第3項」に改め、同条第3号中「第7条第3項」を「第8条第3項」に、「第4条第9項」を「第5条第9項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定に関すること。

第2条に次の2号を加える。

(6) 宅地造成等規制法第20条第1項又は第2項の規定による造成宅地防災区域の指定又は解除に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規制又は宅地に関する災害の防止についての重要事項に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附属機関設置条例第1条第1項の表県民生活審議会の項の改正規定及び同表生涯学習審議会の項を削る改正規定、次項第2号の規定並びに附則第5項の規定(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)第1条第43号の2及び別表第1県民生活審議会の項の改正規定、同表生涯学習審議会の項を削る改正規定、同条例別表第2県民生活審議会の委員及び臨時委員の項の改正規定並びに同表生涯学習審議会の委員の項を削る改正規定に限る。) 平成21年6月4日

(2) 第1条中附属機関設置条例第1条第1項の表広告物審議会の項の改正規定並びに同表景観形成審議会の項及び緑豊かな環境形成審議会の項を削る改正規定、附則第5項の規定(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第1条第70号及び第70号の2の改正規定、同条第70号の4を削る改正規定、同条例別表第1広告物審議会の項の改正規定、同表景観形成審議会の項及び緑豊かな環境形成審議会の項を削る改正規定、同条例別表第2広告物審議会の委員の項の改正規定並びに景観形成審議会の委員の項及び緑豊かな環境形成審議会の委員の項を削る改正規定に限る。)並びに附則第6項、第8項及び第9項の規定 平成21年9月14日

(卸売市場審議会条例及び兵庫県生涯学習審議会条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 卸売市場審議会条例（昭和47年兵庫県条例第19号）
- (2) 兵庫県生涯学習審議会条例（平成3年兵庫県条例第25号）
（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において兵庫県開発審査会の委員又は特別委員である者の任期は、兵庫県開発審査会条例の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 4 次の表の左欄に掲げる機関（以下「旧審議会」という。）がした建議その他の行為又は旧審議会に対して行っている諮問その他の行為については、施行日（旧審議会のうち生涯学習審議会にあつては附則第1項第1号に規定する日、広告物審議会、景観形成審議会及び緑豊かな環境形成審議会にあつては同項第2号に規定する日）以後においては、同表の右欄に掲げる機関（以下「新審議会等」という。）がした建議その他の行為又は新審議会等に対して行っている諮問その他の行為とみなす。

生涯学習審議会	県民生活審議会
産業廃棄物審議会	兵庫県環境審議会
卸売市場審議会	農林水産政策審議会
広告物審議会	景観審議会
景観形成審議会	
緑豊かな環境形成審議会	
宅地保全審議会	兵庫県開発審査会

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第1条第43号の2を次のように改める。
- (43)の2 削除
- 第1条第46号を次のように改める。
- (46) 削除
- 第1条第64号から第68号までを次のように改める。
- (64)から(68)まで 削除
- 第1条第70号及び第70号の2を次のように改める。
- (70) 景観審議会
- (70)の2 削除
- 第1条第70号の4を削り、同条第72号の2を次のように改める。
- (72)の2 削除
- 別表第1 県民生活審議会の項を次のように改める。

県民生活審議会	会長	日額	15,500円
	副会長	日額	13,000円
	委員	日額	12,500円
	専門委員	日額	12,500円

別表第1 生涯学習審議会の項、産業廃棄物審議会の項及び卸売市場審議会の項を削り、同表広告物審議会の項中「広告物審議会」を「景観審議会」に改め、同表景観形成審議会の項、緑豊かな環境形成審議会の項及び宅地保全審議会の項を削る。

別表第2 県民生活審議会の委員及び臨時委員の項中「臨時委員」を「専門委員」に改め、同表生涯学習審議会の委員の項、産業廃棄物審議会の委員の項及び卸売市場審議会の委員及び専門委員の項を削り、同表広告物審議会の委員の項中「広告物審議会」を「景観審議会」に改め、同表景観形成審議会の委員の項、緑豊かな環境形成審議会の委員の項及び宅地保全審議会の委員の項を削る。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例及び景観の形成等に関する条例の一部改正）

- 6 次に掲げる条例の規定中「景観形成審議会」を「景観審議会」に改める。
- (1) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年兵庫県条例第30号）第4条第1項

- (2) 景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第7条第2項
（産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正）
- 7 産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第21条第1項中「附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する産業廃棄物審議会」を「兵庫県環境審議会」に改める。
附則第3項中「附属機関設置条例」の右に「(昭和36年兵庫県条例第20号)」を加える。
（屋外広告物条例の一部改正）
- 8 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「広告物審議会」を「景観審議会」に改める。
（緑豊かな地域環境の形成に関する条例の一部改正）
- 9 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第7条第3項中「緑豊かな環境形成審議会」を「景観審議会」に改める。



職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第14号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和59年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2 1中「健康環境科学研究センター」を「県立健康生活科学研究所」に改め、同表中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 県立健康生活科学研究所健康科学研究センター

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



職員の子育て支援に関する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第15号

職員の子育て支援に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業（第3条—第22条）

第3章 子育てのための休暇（第23条—第26条）

第4章 制度の周知等（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）に基づく職員の育児休業等について定めるとともに、子育てのための休暇その他子育てを支援するための措置について定めることにより、職員の仕事と子育ての両立に資することを目的とする。

（職員の定義）

第2条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する県職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地方教育行政法」という。）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。

第2章 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業

(育児休業をすることができない職員)

第3条 育休法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員
- (4) 職員の定年等に関する条例(昭和59年兵庫県条例第15号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (5) 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第4条 育休法第2条第1項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、子を当該子の親に代わって養育する者が一時的に当該子を養育することができなくなったこと等、任命権者がやむを得ないと認める理由により当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に支障が生じることとなったこと。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第5条 育休法第3条第2項に規定する条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと等、任命権者がやむを得ないと認める理由により当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第6条 育休法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号。以下「県職員給与条例」という。)第25条第1項又は公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員給与条例」という。)第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 県職員給与条例第26条第1項又は教育職員給与条例第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 教育職員給与条例第29条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

(育児休業の承認を受けた企業職員及び単純な労務に雇用される職員の給与)

第8条 育休法第2条第1項に規定する承認を受けた企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)及び単純労務職員(地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)には、育児休業をしている期間については、給与は支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、前条第1項又は第

2項の規定の例により、これらを支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員(企業職員及び単純労務職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(県職員給与条例第12条第1項及び教育職員給与条例第12条第1項に規定する昇給日をいう。以下同じ。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第10条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「県職員退職手当条例」という。)第7条の3第1項及び第9条第4項又は公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。)第7条の3第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての県職員退職手当条例第9条第4項又は学校職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育休法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (4) 育児短時間勤務(育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員
- (5) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了後1年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第12条 育休法第10条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第15条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第15条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(条例で定める育児短時間勤務の形態)

第13条 育休法第10条第1項第5号に規定する条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第5条第1項の規定の適用を受ける職員に係る次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないもの)に限り、第3号に掲げる勤務の形態にあつては、船舶に乗り組む職員に係るものに限る。)とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当

たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(3) 52週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、毎4週間につき1週間当たりの勤務時間が42時間を超えないように勤務すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める勤務の形態

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第15条 育休法第12条において準用する育休法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)

第16条 育休法第17条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生ずること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員(育休法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)

第17条 任命権者は、育休法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)

第18条 任命権者は、短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(育児短時間勤務職員等の給与の特例)

第19条 育休法第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(育休法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)、育児短時間勤務職員等であったもの及び短時間勤務職員の給与については、勤務時間条例第3条第2項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間又は他の職員との均衡を考慮して定めることとし、これらの職員についての県職員給与条例、教育職員給与条例、職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)、公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第19号)、警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第50号)又は職員の特地勤務手当等に関する条例(昭和46年兵庫県条例第1号)の規定の適用については、人事委員会規則で必要な読替えを定める。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第20条 県職員退職手当条例第7条の3第1項及び第9条第4項又は学校職員退職手当条例第7条の3第1項及び第8条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(育休法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての県職員退職手当条例第9条第4項又は学校職員退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の県職員退職手当条例又は学校職員退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児部分休業をすることができない職員)

第21条 育休法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (2) 育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 育児部分休業（育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）により養育しようとする子について、配偶者が育休法その他の法律により育児休業をしている職員
- (4) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児部分休業により養育しようとする時間において、育児部分休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員（育児部分休業の承認等）

第22条 育休法第19条第1項の規定による承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）第17条第8号に掲げる特別休暇を承認されている職員に対する育休法第19条第1項の規定による承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の期間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 第6条の規定は、育児部分休業について準用する。

第3章 子育てのための休暇

(育児休暇)

第23条 育児休暇は、第3条第5号又は第6号に該当して育児休業をすることができない職員（企業職員及び単純労務職員を除く。以下この章において同じ。）が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 育児休暇の期間は、1回につき1月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 育児休暇については、勤務しない期間につき、県職員給与条例第6条（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号）第2条において準用する場合を含む。）又は教育職員給与条例第5条に規定する勤務時間1時間当たりの給与を減額する。
- 4 育児休暇に係る単位その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(子育てのための特別休暇)

第24条 子育てのための特別休暇は、職員が子育てのために勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。この場合において、当該休暇に係る期間その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(子育てのための年次休暇)

第25条 職員が子育てのために年次休暇を請求した場合には、任命権者は、当該職員の仕事と子育ての両立に配慮して、これを与えなければならない。

(育児休暇及び子育てのための特別休暇の承認)

第26条 育児休暇及び子育てのための特別休暇については、人事委員会規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第4章 制度の周知等

(制度の周知等)

第27条 任命権者は、この条例に定める子育てのための休業又は休暇の制度について、職員に周知を図るとともに、性別を問わず職員に広く活用されるよう努めるものとする。

- 2 任命権者は、前項に定めるもののほか、子育てを支援するための制度の改善に努めるとともに、子育て支援に関する研修の実施、家族とふれあう機会の充実その他子育てしやすい職場環境づくりに努めるものとする。

(任命権者の読替え)

第28条 地方教育行政法第37条第1項に規定する県費負担教職員については、この条例を適用する場合には、第4条第4号、第5条及び前条中「任命権者」とあるのは「県教育委員会」と、第25条及び第26条中「任命権者」とあるのは「市町教育委員会（組合教育委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(旧法の規定に基づく育児休業に係る特例)

- 2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法

律（昭和50年法律第62号）の規定に基づく育児休業の期間のうち平成4年4月1日前の期間に係る給与及び退職手当に関する取扱いについては、なお従前の例による。

（県職員給与条例の一部改正）

3 県職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「第17条」の右に「又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第24条」を加える。

附則第27項中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第8条の10第1項及び第8条の11第1項」を「職員の子育て支援に関する条例第19条」に改める。

（教育職員給与条例の一部改正）

4 教育職員給与条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「第17条」の右に「又は職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第24条」を加える。

附則第26項中「職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）第8条の10第1項及び第8条の11第1項」を「職員の子育て支援に関する条例第19条」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「育児休業等」を「自己啓発及び社会貢献のための休業」に改める。

「第2章 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業（第1条の2—第10条）

目次中 第3章 自己啓発等休業（第10条の2—第10条の13）

第4章 修学部分休業及び高齢者部分休業（第11条—第18条）

第5章 雑則（第19条）

「第2章 自己啓発等休業（第2条—第10条の4）

を 第3章 修学部分休業及び高齢者部分休業（第11条—第18条） に改める。

第4章 雑則（第19条）

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項、第26条の3並びに第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、条例に委任されたもののほか、職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関して必要な事項を定めるものとする。第2章を削る。

第10条の2中「第1条の2に規定する職員」を「地公法第3条第2項に規定する一般職に属する県職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第37条第1項に規定する県費負担教職員」に改め、第3章中同条を第2条とする。

第10条の3を第3条とし、第10条の4から第10条の7までを第4条から第7条までとする。

第10条の8第1項中「第10条の4」を「第4条」に改め、同条第3項中「第10条の3」を「第3条」に改め、同条を第8条とし、第10条の9を第9条とし、第10条の10を第10条とする。

第10条の11中「第10条の3」を「第3条」に改め、同条を第10条の2とする。

第10条の12中「及び単純労務職員」を「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）及び単純労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される者であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）」に改め、同条を第10条の3とする。

第10条の13第1項中「県職員退職手当条例」を「職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「県職員退職手当条例」という。）」に、「学校職員退職手当条例」を「公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号。以下「学校職員退職手当条例」という。）」に改め、同条を第10条の4とする。

第3章を第2章とする。

第11条中「第1条の2」を「第2条」に改め、「、臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者並びに非常勤職員」を削る。

第12条第1項中「20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に改める。

第13条第1項中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）」に改め、「職員の特殊勤務手当に関する条例」の右に「（昭和35年兵庫県条例第43号）」を加え、同条第2項中

「県職員給与条例」を「職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）」に、「教育職員給与条例」を「公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）」に改める。

第15条第1項中「20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に改める。

第4章を第3章とし、第5章を第4章とする。

（勤務時間条例の一部改正）

6 勤務時間条例の一部を次のように改正する。

第14条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休暇

第14条に次の1項を加える。

2 育児休暇については、別に条例で定めるところによる。

第17条中「特別休暇は」の右に「、別に条例で定めるもののほか」を加える。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正）

7 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第5号中「職員の育児休業等に関する条例」を「職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例」に、「第10条の3」を「第3条」に改める。



兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。
第5条第2項の表に次のように加える。

緑環境景観マネジメント研究科	淡路市野島常盤
----------------	---------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び修業年限」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 景観園芸専門課程は、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科とする。

第5条の見出し中「入学資格及び入学等」を「受講」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「学校に入学しようとする者又は」を削り、同項を同条とする。

第6条の見出し中「授業料等」を「研修料等」に改め、同条第1項中「学校に入学した者から授業料を、前条第2項の許可（入学に係るものに限る。）を受けた者から入学料を、学校の入学試験を受けようとする者から入学考査料を、同項の許可（受講に係るものに限る。）を「前条の許可」に改め、同条第2項中「授業料、入学料、入学考査料、」を削り、「授業料等」を「研修料等」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号を第2号とする。

第7条の見出し中「入学料等」を「研修料等」に改め、同条中「入学料、入学考査料、研修料及び公開講座受講料」を「研修料等」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「授業料等」を「研修料等」に改める。

第9条の見出し中「入学等」を「受講」に改め、同条中「第5条第2項」を「第5条」に改める。

（兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の日前に兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程に在籍する者に係る課程及び修業年限、授業料等の徴収等、授業料等の免除並びに入学の許可の取消しについては、前項の規定による改正前の

兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例第4条、第6条、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。



兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

兵庫県立福祉のまちづくり研究所の設置及び管理に関する条例

第1条中「主として工学」を「工学等」に改め、「研究開発」の右に「並びに介護及びリハビリテーションに関する研修等」を加え、「その成果」を「それらの成果」に、「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所」を「兵庫県立福祉のまちづくり研究所」に改める。

第3条第2号中「福祉のまちづくりを推進するために」を削り、「利用させる」を「県民の利用に供する」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「を推進するための主として工学」を削り、同号を同条第5号とし、同条第3号中「を推進するための主として工学」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護に関する研修及びリハビリテーションに関する専門的な研修を行うこと。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項の表研修施設の項を削る。



児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める条例（平成12年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則の表西宮子ども家庭センターの項中「伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡」を削り、同項の次に次のように加える。

川西子ども家庭センター	川西市	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 篠山市 丹波市 川辺郡
-------------	-----	-----------------------------

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第19号

動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

動物愛護センター設置条例（平成10年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 たつの市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 加西市 南あわじ市 淡路市 宍粟市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡」を「県内全域（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例及び兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

（兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 兵庫県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第6条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2を削る。

第8条中「兵庫県立赤穂精華園児童寮、兵庫県立出石精和園児童寮、兵庫県立五色精光園児童寮及び」を削る。

別表第1 知的障害児施設の部を削り、同表を別表とする。

別表第2を削る。

（兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄中1及び2を削り、3を1とし、4から6までを2から4までとし、同表救護施設の項を削る。

第4条第1項中「身体障害者更生施設、同欄2に規定する身体障害者授産施設及び同欄3に規定する」を削り、「この項」を「この条」に改め、同条第2項中「前条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄3に規定する肢体不自由児療護施設（以下この項において「施設」という。）」を「施設」に改め、同条第3項中「業務の欄4」を「業務の欄2」に改め、同条第4項を削る。

第7条第1項中「業務の欄4」を「業務の欄2」に改める。

（兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例等の廃止）

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第22号）
- (2) 兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第75号）
- (3) 兵庫県立身体障害者福祉工場の設置及び運営に関する条例（昭和49年兵庫県条例第54号）

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例(平成12年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第2条中「1,000分の1」を「10,000分の4」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成21年度から平成23年度までの拠出率の特例)

- 4 平成21年度から平成23年度までの計画期間における第2条の規定の適用については、同条中「10,000分の4」とあるのは、「0」とする。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。



兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和39年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。
別表基幹水利施設補修事業の項及び担い手育成基盤整備事業の項を削り、同表農業生産法人等育成緊急整備事業の項の次に次のように加える。

農地集積加速化基盤整備事業	$\frac{22.5}{100}$	$\frac{25}{100}$
---------------	--------------------	------------------

別表備考を次のように改める。

備考 農業生産法人等育成緊急整備事業及び農地集積加速化基盤整備事業において、その事業費のうち国から交付を受ける補助金の補助の割合が100分の55となる部分についての事業費に係る割合は、100分の17.5とする。

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表67の4の部の次に次のように加える。

67の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務

事務	市町
長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく事務のうち、同法第6条第3項(同法第8条第2項にお	各市町(神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、

いて準用する場合を含む。)の規定による通知に係る建築をしよ うとする住宅の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務	加古川市、宝塚市、高砂市、川西市 及び三田市を除く。)
--	--------------------------------

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,647人」を「18,626人」に、「10,264人」を「10,306人」に、「8,489人」を「8,383人」に、「3,072人」を「3,188人」に、「41,216人」を「41,247人」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第25号

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第67号）の一部を次のように改正する。

「兵庫県立鈴蘭台高等学校	神 戸 市	
別表中 兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校	神 戸 市	を「兵庫県立神戸鈴蘭台高等学校 神 戸
兵庫県立鈴蘭台西高等学校	神 戸 市」	
「兵庫県立三原高等学校	南 あ わ じ 市	
市」に、 兵庫県立淡路三原高等学校	南 あ わ じ 市	を「兵庫県立淡路三原高等学校 南
兵庫県立志知高等学校	南 あ わ じ 市」	

あ わ じ 市」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第26号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立淡路視覚特別支援学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第27号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立加古川病院の項を次のように改める。

兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野
---------------	-----------

第2条第3項の表を次のように改める。

病院名	診療科目		病床数
兵庫県立尼崎病院	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 小児循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科 感染症内科	床 500
	外科	外科 呼吸器外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科	
兵庫県立塚口病院	内科	内科 消化器内科 心療内科	400
	外科	外科 乳腺外科 小児外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	アレルギー科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科	
兵庫県立西宮病院	内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 血液内科	400
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
兵庫県立加古川医療センター	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 神経内科 糖尿病・内分泌内科 緩和ケア内科 感染症内科	353
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
兵庫県立淡路病院	内科	内科 循環器内科 神経内科	452
	外科	外科 脳神経外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 歯科 歯科口腔外科	

兵庫県立光風病院	内科 精神科 児童思春期精神科 歯科		495
兵庫県立柏原病院	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	303
	外科	外科 脳神経外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科	
兵庫県立こども病院	内科	循環器内科 腎臓内科 脳神経内科 血液・腫瘍内科 代謝・内分泌内科 周産期内科 新生児内科	290
	外科	心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 小児歯科	
兵庫県立がんセンター	内科	呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 緩和ケア内科 腫瘍内科	400
	外科	頭頸部外科 呼吸器外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科口腔外科	
兵庫県立姫路循環器病センター	内科	内科 循環器内科 神経内科	350
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科	
	上記以外の診療科目	精神科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
兵庫県立粒子線医療センター	放射線科		50
兵庫県災害医療センター	内科	内科 循環器内科 神経内科	30
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科	
	上記以外の診療科目	放射線科 麻酔科 救急科	

第3条の2第1項中「入学考査料を」の右に「、卒業証明書その他これに類する証明を受けようとする者（養成所に在学している者を除く。）から証明手数料を」を加え、同条第2項中「及び入学考査料」を「、入学考査料及び証明手数料」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 証明手数料 証明書1通につき400円

別表特別病室の室料の款Kの項を削り、同表粒子線治療料の款及び出産介助料の款を次のように改める。

粒子線治療料	一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき2,883,000円。ただし、当該治療部位から転移したがんその他管理規程で定めるがんについては、一つの治療部位に対する一連の粒子線照射につき961,000円
--------	--

出産介助料

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条に基づく入所措置に係る分娩介助料の支弁限度額の範囲内で管理規程で定める額。ただし、診療時間外の介助にあつては当該額に100分の20を乗じて得た額を、休日又は深夜の介助にあつては当該額に100分の40を乗じて得た額を加えた額とする。

別表に備考として次のように加える。

備考1 「診療時間外」とは、休日以外の日の午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間をいう。

2 「休日」とは、管理規程で定める休診日をいう。

3 「深夜」とは、午後10時から翌日午前6時までの間をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表兵庫県立加古川病院の項の改正規定、同条第3項の表の改正規定（同表兵庫県立加古川医療センターの項に係る部分に限る。）及び別表特別病室の室料の款の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に入院した者に係る出産介助料については、改正後の兵庫県病院事業の設置等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。